志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の一部変更について

- 1. 人事制度の見直しに伴う変更
 - (1)人事制度見直しの背景・目的・概要

当社では、特別管理職の職級名称を、各職級に求める役割をより明確に示したものと することで、本人により一層の自覚を促すとともに士気の高揚を図るため、特別管理職 の職級名称を図1の通りに変更する人事制度の見直しを予定している。

この人事制度の見直しに伴い,2022年度の株主総会開催日(一部7月1日)から特別 管理職の職級名称を変更する予定である。

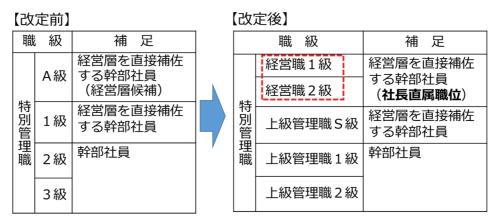
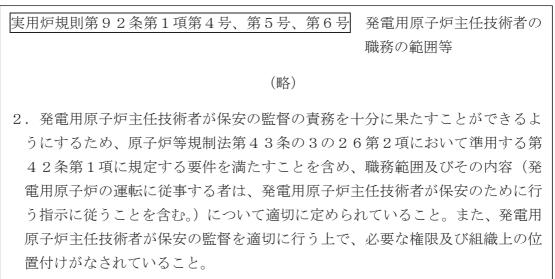


図1 人事制度の見直し前後の特別管理職の職級名称

(2)保安規定の審査基準との整合性(詳細は添付1参照)



3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上 位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又 は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求めら れるものではない。

今回の発電用原子炉主任技術者(以下「炉主任」という。)に関する志賀原子力発電 所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)の変更箇所は、炉主任の選任対象 の職級名称のみであり、炉主任選任対象が社長直属の職位で、本店部長級の職級であ ることに変わりはなく、必要な権限及び組織上の位置付けに変更はない。

当社では2007年の志賀1号機臨界問題の再発防止策として, 炉主任の独立性を高め, 社長に対して直接に報告・指示を受ける立場に位置付けるため, 炉主任を社長直属の 職位とするとともに,職級も本店部長級とすることを定めているが,保安規定の変更 案はこの再発防止策の考え方にも合致している。(5.(1)参照)

2. 組織改正に伴う変更

(1) 組織改正の背景・目的・概要

当社では、電力需給、取引および燃料調達・管理を一元的に行うことによるエネルギー 需給計画・運用の体制強化のため、2022 年7月に燃料部と電力取引部を統合し、エネル ギー取引部とする予定である。(5.(2)参照)

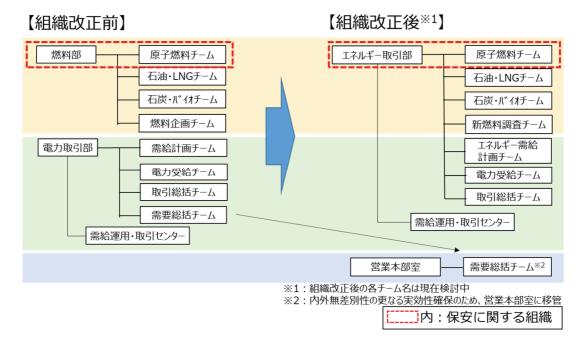


図2 組織改正前後の組織図

(2)保安規定の審査基準との整合性(詳細は添付1参照)

実用炉規則第92条第1項第3号	発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者
	の職務及び組織
1.本店等における発電用原子炉施	設に係る保安のために講ずべき措置に必要な
組織及び各職位の職務内容が定め	られていること。
2.工場又は事業所における発電用	原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置
に必要な組織及び各職位の職務内:	容が定められていること。

燃料部と電力取引部の統合後,現在の燃料部所管業務は全てエネルギー取引部へ移 管する。

組織改正後のエネルギー取引部の調達組織としての位置付け及び職務内容は,現在 の燃料部から変更はない。

燃料部と電力取引部の統合することによりエネルギー取引部長の管理スパンは燃料

部長に比べて拡大するが,部長の下に需給,燃料,取引経験のある部部長または副部長 を柔軟に配置することで,一定業務について部長から権限再配分を行うため,同部長 の保安のために講ずべき措置に必要な職務内容の遂行に影響はない。

現在燃料部長が行っている保安に関する職務は,エネルギー取引部長が実施する。また,保安に関する組織である原子燃料チームの体制は変わらない。

3. 記載の適正化

(1)記載の適正化の概要

第27条(計測及び制御装置)の一部で,「冷温停止」の記載であるべきところ,「低 温停止」と記載されている箇所がある。

当社の保安規定では,第11条(構成及び定義)で原子炉の状態として「冷温停止」 を定義していることから,「冷温停止」に記載を統一する。

(2)保安規定の審査基準との整合性(詳細は添付1参照)

実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで	発電用原子炉施設の運転に関
	する体制、確認すべき事項、異
	状があった場合の措置等
(略)	

7.発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、 重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)等に ついて、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)、LCOを逸脱していないことの確認(以 下「サーベイランス」という。)の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合 に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。)並びに要求される 措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)が定めら れていること。なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前 提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。

記載の適正化であり、サーベイランスの実施方法及び頻度、要求される措置並びにA OTに関する変更はない。

4. 保安規定の変更内容および変更箇所(詳細は添付2参照)

- (1)人事制度の見直しに伴う変更
 - ①人事制度の見直しに伴い、以下の条文を変更する。
 - ・第8条(原子炉主任技術者の選任)

②変更内容

- ・「原子炉主任技術者は特別管理職A級以上とし、~」
 - ⇒「原子炉主任技術者は特別管理職経営職以上とし,~」

(2) 組織改正に伴う変更

①組織改正に伴い、以下の条文を変更する。

・第2条の2(関係法令及び保安規定の遵守)・第4条(保安に関する組織)

・第3条(品質マネジメントシステム計画)
 ・第5条(保安に関する職務)
 ②変更内容

- ・「燃料部」 ⇒「エネルギー取引部」
- ・「燃料部長」⇒「エネルギー取引部長」

(3)記載の適正化

①記載の適正化のため、以下の条文を変更する。

第27条(計測及び制御設備)

②変更内容

「低温停止」⇒「冷温停止」

5. 補足説明

(1)志賀1号機臨界問題の再発防止策

当社では志賀1号機臨界問題の再発防止策として、2007年5月、次の対策を講ずると 経済産業大臣に報告し、公表している。

対策4.原子炉主任技術者の地位と権限の強化

独立性を高め,社長に対して直接に報告し,指示を受ける立場に位置づけることにより,原子炉主任技術者の地位と権限を強化する

(実施方策)

- 原子炉主任技術者の地位・権限の強化【新規】
- ▶ 独立性を高めるため、ライン業務を持たない専任の「原子炉主任技術者」の職位を 新たに設置、発令
- ▶ 原子炉主任技術者の発言力を高め、原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を 十全に果たすことができるようにするため、社長に対して直接に報告し、指示を受 ける立場に位置づけ(選任時は支配人以上とする)
- ▶ 上記事項に関して保安規定を改正
- ▶ 上記事項に関して組織規程・職務権限規程を改正

これを受けて当社では,再発防止策を講じるまでは発電所長の下に位置づけられてい た炉主任を,社長直属の職位とするとともに,本店部長級の地位(支配人(現在は特別 管理職A級)以上)とした。

炉主任を社長直属の職位とすることは保安規定および関係社内規則に, 炉主任を本店 部長級の地位とすることは関係社内規則に定めている。

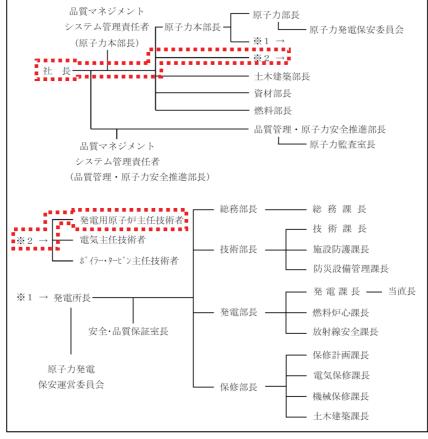


図3 組織図における炉主任の位置づけ(保安規定第4条図4)

(2) エネルギー取引部設置の狙い

当社では下記の課題への対応として,燃料部と電力取引部を統合し,エネルギー取引 部を設置することとした。

解決すべき課題:近年の電力取引価格・燃料価格のボラティリティーの高まりへの 対応

▶ 2020 年度冬季:

・需給がひっ迫し, **卸電力取引所の市場価格が高騰**。当社は供給力を確保した ものの, 市場買電の増加に伴い収支が悪化。

- ▶ 2021 年度:
 - ・夏季以降の需要増に伴い、当社は石油火力が高稼働。
 - ・世界的な燃料の需給ひっ迫・価格高騰に伴い、石油調達が困難な状況。

▶ 燃料部と電力取引部を統合しエネルギー取引部とすることで電力需給,取引および燃料調達・管理を一元的に行うことにより,エネルギー需給計画・運用を最適化し,電力と燃料の双方の価格動向を見据えて早期に需給(火力発電 or 電力調達)対応が可能となる。

(以上の狙いで 2022 年1月にエネルギー取引部設置の方針を社内決定)

<添付資料>

- 添付1:実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準に対する志賀原子力発電所原子炉施設保安規定 変更該当条文箇所整理表
- 添付2:志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表
- 添付3:志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 設置許可申請書記載有無/保安規定 変更有無等整理

以 上

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準に対する志賀原子力発電所原子炉施設保安規定 変更該当条文箇所整理表【1/5】

添付1 : 主な変更対象項目

実用炉規則第92条	1	Terr scha Litt scharder scho the Mdz / Arts TET Lines \	1		the said and as	: 主な変更対象項目
実用炉规則第92条 第1項		保安規定審査基準(実用炉) (平成 25 年 6 月 19 日制定, 令和元年 12 月 25 日最終改正)		志賀原子力発電所	変更有無	備考
 関係法令及び 保安規定の遵 	1	関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	有	 「燃料部長」から「エネルギー 取引部長」に名称変更するが、
守のための体 制		定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与 が明記されていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有	関係法令及び保安規定の遵守の ための体制に変更はなく、「燃
	2	保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	有	料部長」の職務を「エネルギ・ 取引部長」が実施する。
 品質マネジメ 	1	るーとか労働となっていること。 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第	第3条 第3条	品質マネジメントシステム計画 品質マネジメントシステム計画	有有	 ・「燃料部」が所管していた品質 ・ ・ ・
2 m員 (ホック ントシステム	1	■度マキンケーンプンム(ムー)収成13」という。については、第二かず地域にありる来の当れな(1本) 43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり。かつ、原子力施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第191225 アラル証数の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第191225 7号-2(合和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。	ж ^с ж	四度 マインノン ドンハノ ム山田	11	マネジメント文書の管理箇所 ついて、組織改正に伴う名称 更に伴い、「エネルギー取引 部」に変更する。
	2	具体的には、保安活動の計画、実施,評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体 制や手順審等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められ ていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に 応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有	 上記以外の原子炉施設の保安 ための業務に係る品質管理に 要な体制の基準に関する規則 びその解釈に対する規定内容
	3	その際,要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法に ついて保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有	組織体系及び仕組み,個別業 の具体的な体制及び実施方法
	4	手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、こ れらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の 世界のからなことはなど使用されてまた。ここと、	第3条	品質マネジメントシステム計画	有	び文書の体系に変更はない。
 発電用原子炉 施設の運転及 	1	居務的な体系における位置付けが明確にされていること。 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められ ていること。	第4条	保安に関する組織	有	 「燃料部」から「エネルギー」 引部」に名称変更するが、誰
地区の座40及 び管理を行う 者の職務及び 組織						51時)に石が夜くうるが、面 組織としての位置づけ及び開 内容に変更はない。 ・エネルギー取引部長の管理ス
			第5条	保安に関する職務	有	ンは燃料部長に比べて拡大 が、部長の下に需結、燃料、 引経験のある部部長または 長を柔軟に配置することで、 定案務について部長から権限 配分を行うため、同部長の例 のために講ずべき措置に必要 職務内容の遂行に影響はない 「燃料部長」の職務は「本本 キー取り部長」が実施する。
	2	工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が	第4条	保安に関する組織	無	
1,5,6 発電用原子炉		定められていること。 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第5条 第8条	保安に関する職務 原子炉主任技術者の選任	無有	 ・発電用原子炉主任技術者の達
主任技術者の職務の範囲等	1	元地市が1がり産転に向し、体及り監督と11万元地市が1が工山以前者の建山に スパくだめられていること。	<i>7</i> 7 0 <i>7</i> 6		13	2.地面加加「水土には和量ン場」 に関する社内の職級について 記載を、人事制度の見直しに い、特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」で 更する。 多電用原子炉主任技術者の選 について定めていることに変 はない。
	2	発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43	第3条	品質マネジメントシステム計画	無	100.001.0
		条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容 (発電用原子炉の運転に従事する者は,発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。) につ	第6条	原子力発電保安委員会	無	
		いて適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び	第7条	原子力発電保安運営委員会	無	
		いて適切に足められていること。また、発電用原子炉土仕技術者が味安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び 組織上の位置付けがなされていること。	第8条	原子炉主任技術者の選任	有	 発電用原子炉主任技術者の選びます。
				原子炉主任技術者の選任	有	に関する社内の職級について 記載を、人事制度の現直には、 「特別管理職経営職以上」 に要する。 ・上記の変更で、発電用原子炉 任技術者を社長が選任するこ と、その職級は本店部長級の のとすることには変更がなく 発電用原子炉主任技術者が保 の監督を適切に行う上で、必 な権限及び組織上の位置付け 変更はない、 ・また、発電用原子炉主任技術
	3	組織上の位置付けがなされていること。	第9条	原子炉主任技術者の選任 原子炉主任技術者の職務等	有	に関する社内の職級について 記載を、人事制度の見直しに い、特約管理職を叙以上」 か 「特別管理職経営職以上」に 更する。 ・上記の変更で、発電用原子炉 任技術者を社長が選任するこ と、その職級は本店部長援の のとすることには変更がなく 発電用原子炉主任技術者が係 の監督を通りに行う上で、必 な権限及び組織上の位置付け 変更はない。
		組織上の位置付けがなされていること。 特に、発電用原子枦主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確 保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが 求められるものではない。	<u>第9条</u> 第8条	原子炉主任技術者の選任 原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の選任	有 <u>無</u> 有	に関する社内の職級について 記載を,人事制度の見直しに い、「特別管理職名級以上」か 「特別管理職経営職以上」に 更する。 ・上記の変更で,発電用原子炉 任技術者を社長が選任するこ と、その職級は本店部長級の のとすることには変更がなく 発電用原子炉主任技術者が保 の監督を適切に行う上で、必 な権限及び組織上の位置付け 変更はない。 また、発電用原子炉主任技術 の職務範囲及びその内容には
		組織上の位置付けがなされていること。 組織上の位置付けがなされていること。 特に、発電用原子枦主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子枦主任技術者が独立していることが	第9条 第8条 第3条	原子炉主任技術者の選任 原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の選任 島質マネジメントシステム計画	有 無 有	に関する社内の職級について 記載を、人事制度の見直しに い「特別管理職経営職以上」に 更する。 ・上記の変更で、発電用原子炉 住技術者を社長が選任するこ と、その職級は本店部長援の 空間を通切に行う上で、必 な権限及び組織にの位置付け 変更はない。 ・また、発電用原子炉主任技術者が保 の監督を通切に行う上で、必 な権限及び組織にの位置付 更はない。 ・また、発電用原子炉主任技術者の選 に関する社内の職級について 記載を、人事制度の見直しに に」、特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が
		組織上の位置付けがなされていること。 特に、発電用原子枦主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子枦主任技術者が独立していることが求められるものではない。 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務施助及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務施助及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務施助及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者が保安の監督の責務を十分に来たすことを含め、職務施助及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者が保安の監督の責務を十分に来たすことができるようにするため、	第9条 第8条 第3条 第7条 第8条の2	原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の選任 見買マネジメントシステム計画 原子力発電保安運営委員会 電気主任技術者の選任	有 無 無 無 無	に関する社内の職級について 記載を、人事制度の見直しに い「特別管理職を叙以上」か 「特別管理職経営職以上」に 更する。 ・上記の変更で、発電用原子炉 住技術者を社長が運任するこ と、その職級は本店部長級の のとすることには変更がなく 発電用原子炉主任技術者が偽 の監督を適切に行う上で、必 な権限及び組織上の位置付け 変更はない。 ・また、発電用原子炉主任技術者の違 に関する社内の職級について 記載を、外事制度の見直しに い「特別管理職社会職以上」が 「特別管理職社会職以上」が 「特別管理職社会職以上」が 「特別管理職社会規」」に 更する。 ・上記の変更で、発電用原子炉 任技術者を社長が選任するこ と、その職級は本店部長援函 のとすることには変更がなく 発電用原子炉主任技術者が偽 の監督を通切に行う上で、必 な権限及び組織上の位置付け 変更はないことから、独立性
	4	 組織上の位置付けがなされていること。 特に、発電用原子枦主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子枦主任技術者が独立していることが求められるものではない。 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 	第9条 第8条 第3条 第7条 第8条の2 第9条の2	原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の選任 品質マネジメントシステム計画 原子力発電保安運営委員会 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の選任 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の選任	有 無 無 無 無	に関する社内の職級について 記載を、人事制度の見直しに い「特別管理職を叙以上」か 「特別管理職経営職以上」に 更する。 ・上記の変更で、発電用原子炉 住技術者を社長が運任するこ と、その職級は本店部長級の のとすることには変更がなく 発電用原子炉主任技術者が偽 の監督を適切に行う上で、必 な権限及び組織上の位置付け 変更はない。 ・また、発電用原子炉主任技術者の違 に関する社内の職級について 記載を、外事制度の見直しに い「特別管理職社会職以上」が 「特別管理職社会職以上」が 「特別管理職社会職以上」が 「特別管理職社会規」」に 更する。 ・上記の変更で、発電用原子炉 任技術者を社長が選任するこ と、その職級は本店部長援函 のとすることには変更がなく 発電用原子炉主任技術者が偽 の監督を通切に行う上で、必 な権限及び組織上の位置付け 変更はないことから、独立性
	4	組織上の位置付けがなされていること。 特に、発電用原子枦主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子枦主任技術者が独立していることが求められるものではない。 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務施助及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務施助及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務施助及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者が保安の監督の責務を十分に来たすことを含め、職務施助及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者が保安の監督の責務を十分に来たすことができるようにするため、	第9条 第8条 第3条 第7条 第8条の2	原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の選任 見買マネジメントシステム計画 原子力発電保安運営委員会 電気主任技術者の選任	有 無 無 無 無	に関する社内の職級について 記載を、人事制度の見直しに、 「特別管理職を総以上」が 「特別管理職を総以上」が 更する。 ・上記の変更で、発電用原子炉 住技術者を社長が運任するこ と、その職級は本店部長級の のとすることには変更がなぐ 客電用原子炉主住技術者が得 の監督を適切に行う上で、必 な権限及び組織上の位置付け、 変更はない。 ・また、発電用原子炉主任技術者の資 に関する社内の職級について 記載を、外事制度の見直しば、 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が
	4	 組織上の位置付けがなされていること。 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確 保えれていること。なお、必ずしも工事又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが 求められるものではない。 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするた め、電気事業法算43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定めら れていること。また、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な 権限及び組織上の位置付けがなされていること。 	 第9条 第8条 第3条 第7条 第8条の2 第9条の2 第9条の2 第9条の2 	原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の選任 二、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	有 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無	に関する社内の職級について 記載を、人事制度の見直しに、 「特別管理職を総以上」が 「特別管理職を総以上」が 更する。 ・上記の変更で、発電用原子炉 住技術者を社長が運任するこ と、その職級は本店部長級の のとすることには変更がなぐ 客電用原子炉主住技術者が得 の監督を適切に行う上で、必 な権限及び組織上の位置付け、 変更はない。 ・また、発電用原子炉主任技術者の資 に関する社内の職級について 記載を、外事制度の見直しば、 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が
7 保守教育	4	 組織上の位置付けがなされていること。 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確 保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが 求められるものではない。 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするた め、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定めら れていること。また、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な 権限及び組織上の位置付けがなされていること。 R電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保互の職務について情報を共有 し、意思疎通を図ることが定められていること。 	第9条 第3条 第3条 第7条 第9条の2 第9条の2 第9条の2 第9条の2 第9条の2 第9条の2 第9条の3	原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の適任 原子力発電保安運営委員会 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の職務等 原子力発電保安運営委員会 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の職務等 電気主任技術者の職務等 電気主任技術者の職務等 電気主任技術者の職務等	有	に関する社内の職級について 記載を、人事制度の見直しに、 「特別管理職を総以上」が 「特別管理職を総以上」が 更する。 ・上記の変更で、発電用原子炉 住技術者を社長が運任するこ と、その職級は本店部長級の のとすることには変更がなぐ 客電用原子炉主住技術者が得 の監督を適切に行う上で、必 な権限及び組織上の位置付け、 変更はない。 ・また、発電用原子炉主任技術者の資 に関する社内の職級について 記載を、外事制度の見直しば、 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が
 7 保安教育 	4	 組織上の位置付けがなされていること。 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確 保えれていること。なお、必ずしも工事又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが 求められるものではない。 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするた め、電気事業法算43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定めら れていること。また、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な 権限及び組織上の位置付けがなされていること。 	第9条 第3条 第3条 第7条 第9条の2 第9条の2 第9条の2 第9条の2 第9条の2 第9条の2 第9条の3	原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の選任 二、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	有 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無	に関する社内の職級について 記載を、人事制度の見直しに、 「特別管理職を総以上」が 「特別管理職を総以上」が 更する。 ・上記の変更で、発電用原子炉 住技術者を社長が運任するこ と、その職級は本店部長級の のとすることには変更がなぐ 客電用原子炉主住技術者が得 の監督を適切に行う上で、必 な権限及び組織上の位置付け、 変更はない。 ・また、発電用原子炉主任技術者の資 に関する社内の職級について 記載を、外事制度の見直しば、 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が 「特別管理職社営職以上」が
7 保安教育	4	 組織上の位置付けがなされていること。 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確 係されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが 求められるものではない。 電気事業法第43条第4項に現定する要件を満たすことを含め、職務値囲度びその内容について適切に定めら れていること。また、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするた め、電気事業法第43条第4項に現定する要件を満たすことを含め、職務値囲度びその内容について適切に定めら れていること。また、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な 権限及び組織上の位置付けがなされていること。 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有 し、意思疎通を図ることが定められていること。 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)に ついて、保安教育実施力針が定められていること。 	第9条 第3条 第3条 第7条 第9条の2 第9条の2 第9条の2 第9条の2 第117条 第117条	原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の選任 二日本の職務等 電気主任技術者の選不うー・タービン主任技術者の選任 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の職務等 原子力発電保安運営委員会 原子が発電保安運営委員会 原子が予工任技術者の職務等 電気主任技術者ので構築有 市長への保安教育 受工者従業員への保安教育 万員への保安教育 万員への保安教育 万員への保安教育 二日本の職務 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の職務 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の職務 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の職務 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の職務 二日本の保安教育 二日本の保安教育 二日本の職務 二日本の保存 二日本の職務 二日本の保存 二日本の保存 二日本の職務 二日本の一本の一述 二日本の職務 二日本の職務 二日本の職務 二日本の職務 二日本の職務 二日本の職務 二日本の一本の一述 二日本の職務 二日本の職務 二日本の職務 二日本の職務 二日本の職務 二日本の職務 二日本の一本の一述 二日本の一本の一述 二日本の一本の一述 二日本の一本の一述 二日本の一本の一述 二日本の一本の一述 二日本の一本の一述 二日本の一本の一述 二日本の一本の一述 二日本の一本の一本の一述 二日本の一本の一述 二日本の一本の一述 二日本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本	有 無 所 有 無 所 有 。 照 一 系 有 。 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	に関する社内の職級について 記載を、人事制度の見直しに い「特別管理職を叙以上」か 「特別管理職経営職以上」に 更する。 ・上記の変更で、発電用原子炉 住技術者を社長が運任するこ と、その職級は本店部長級の のとすることには変更がなく 発電用原子炉主任技術者が偽 の監督を適切に行う上で、必 な権限及び組織上の位置付け 変更はない。 ・また、発電用原子炉主任技術者の違 に関する社内の職級について 記載を、外事制度の見直しに い「特別管理職社会職以上」が 「特別管理職社会職以上」が 「特別管理職社会職以上」が 「特別管理職社会規」」に 更する。 ・上記の変更で、発電用原子炉 任技術者を社長が選任するこ と、その職級は本店部長援函 のとすることには変更がなく 発電用原子炉主任技術者が偽 の監督を通切に行う上で、必 な権限及び組織上の位置付け 変更はないことから、独立性
7 保安教育	4	 組織上の位置付けがなされていること。 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。 電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。 電電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む、以下「従業員」という。)について、保安教育実施力針が定められていること。 	 第9条 第3条 第3条 第7条 第9条の2 第9条の2 第9条の2 第9条の2 第117条 第118条 	原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の職務等 原子が主任技術者の選任	有 無 有 無 有	に関する社内の職級について 記載を、人事制度の見直しに い「特別管理職を級以上」が 「特別管理職を級以上」が した記の変更で、発電用原子炉 住技術者を社長が選任するこ と、その職級は本店部長級の のとすることには変更がなく 発電用原子炉主任技術者が得 の監督を適切に行う上で、必 な権限及び編進上の位置付け 変更はない。 ・また、発電用原子炉主任技術者の違 に関する社内の職級について 記載を、人事制度の見直しに い「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職」での とすることには変更がなく 発電用原子炉主任技術者が得 の監督を通りに行うまで、必 な権限及び編進上の位置付け 変更はないことから、独立性
7 保安教育	4 5 1 2 3	 組織上の位置付けがなされていること。 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確 除されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが 求められるものではない。 電気事業法者43条第4項に規定する媒件を満たすことを含め、服券範囲及びその内容について適切に定めら れていること。また、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な 程度及び組織しの位置付けがなされていること。 尿電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な 程度及び組織しの位置付けがなされていること。 尿電用原子炉生任技術者、電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有 し、意思維通を図ることが定められていること。 保電用原子炉加速の運転及び管理を行う者(保防を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という」に ついて、保安教育実施力針が定められていること。 従業員について、保安教育実施力針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定め られていること。 	第9条 第8条 第3条 第7条 第8条の2 第9条の2 第9条の2 第9条の2 第9条の2 第117条 第117条 第118条	原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者の職務等 原子が重体技術者の適任 日本の職業での適任 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の選任 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の職務等 電子が整備保安運営委員会 原子が変備保安運営委員会 原子が重保安運営委員会 原子が支援学校の構築等 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の職務等 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の職務等 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の職務等 電気主任技術者の職務等 電気主任技術者の職務等 電気主任技術者の職務等	有 無 無 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	に関する社内の職級について 記載を、人事制度の見直しに い「特別管理職経営職以上」に 更する。 ・上記の変更で、発電用原子炉 住技術者を社長が選任するこ と、その職級は本店部長援の 空間を通切に行う上で、必 な権限及び組織にの位置付け 変更はない。 ・また、発電用原子炉主任技術者が保 の監督を通切に行う上で、必 な権限及び組織にの位置付 更はない。 ・また、発電用原子炉主任技術者の選 に関する社内の職級について 記載を、人事制度の見直しに に」、特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が 「特別管理職経営職以上」が

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準に対する志賀原子力発電所原子炉施設保安規定 変更該当条文箇所整理表【2/5】

11年月1月1日日 1月1月1日 1月1月1日 1月1日 1月1日 1月1日 1		保安規定審查基準(実用炉) (平成 25 年 6 月 19 日制定, 令和元年 12 月 25 日最終改正)		志賀原子力発電所	変更有 無	備考
保安教育	5	保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教	第117条	所員への保安教育	無	
70 HE III III - 14:		育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第118条	受注者従業員への保安教育	無	
発電用原子炉施設の運転に	2	発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第12条 第14条	原子炉の運転員の確保 要領の作成	無無	
、関する体制,	2	発電相原ナル絶成の連転管理に体る組織内規程規を作成することかためられていること。 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	弗14朵 第15条	要何の作成 引継及び通知	無	
で 確認すべき事	3	運転員の50種時に実施すべき事項についてためられていること。 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第13来 第12条の2	運転管理業務	無 無	
項,異状があ った場合の措	4	光电市床「ゲウル電炉にの他の光電市床」がの運転に当たりて幅略すべき事項にフィイルのりれていること。	第12条02	巡視点検	無	
置等			第16条 第16条	原子炉起動前の確認事項	無	
発電用原子炉	5	地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第17条	地震・火災等発生時の対応	無	
施設の運転に		原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第18条	水質管理	無	
関する体制,	7	発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等	第19条	停止余裕	無	 「冷温停止」の記載である
 (例) (014·m), 確認すべき事 項,異状があ 		対処施設を構成する設備を含む。) 等について, 運転状態に対応した運転上の制限 (Limiting Conditions for	第20条	反応度監視	無	ところ「低温停止」と記録
虫, 共小がめ った場合の措		Operation。以下「LCO」という。), LCOを逸脱していないことの確認(以下「サーベイランス」という。)の	第21条	制御棒の動作確認	無	ている箇所がある。
置等		実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。)並びに要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)が定められていること。	第22条	制御棒のスクラム機能	無	 第11条にて原子炉の状態 て「冷温停止」を定義し
		なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められ	第23条	制御棒の操作	無	ことから、「冷温停止」に
		ていること。	第24条	ほう酸水注入系	無	を統一する。
			第25条	原子炉熱的制限値	無	 記載の適正化であり、サービー
			第26条	原子炉熱出力及び炉心流量	無	ランスの実施方法及び頻 求される措置並びにAO
			第27条	計測及び制御設備	有	する変更はない。
			第28条	原子炉冷却材再循環ポンプ	無	
			第29条	ジェットポンプ	無	
			第30条 第31条	逃がし安全弁	無	
			第31条 第32条	原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視	無無	
			第32条 第33条	非常用炉心管却糸友い原ナ炉隔離時管却糸の糸統圧刀監視 原子炉冷却材中のよう素131濃度	無	
			第33条 第34条	原于炉冷却材中のよう素131濃度 原子炉停止時冷却系その1	無	
			第35条 第35条	原子炉停止時冷却系その2	無	
			弗35米 第36条	原ナ炉停止時冷却系その2 原子炉停止時冷却系その3	無	
			第30条 第37条	原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率	無	1
			第37条 第38条	原子炉圧力	無	1
			第39条	非常用炉心冷却系その1	無	1
			第40条	非常用炉心冷却系その2	無	1
			第41条	原子炉隔離時冷却系	無	1
			第42条	主蒸気隔離弁	無	
			第43条	原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁	無	
			第44条	サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁	無	
			第45条	サプレッションプールの平均水温	無	
			第46条	サプレッションプールの水位	無	
			第47条 第48条	可燃性ガス濃度制御系	無	
			第48条 第49条	原子炉格納容器内の酸素濃度 原子炉建屋	無	
			弗49条 第50条	原于炉建屋 原子炉建屋給排気隔離弁	無	
			第51条	非常用ガス処理系	無	
			第51条	原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系	無	
			第53条	高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却水系及び高圧炉心スプレイデ	無	
			97 J J X	ービル補機冷却海水系		
			第54条	使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温	無	1
			第55条	燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位	無	
			第56条	中央制御室換気空調再循環系	無	
			第57条	外部電源その1	無	
			第58条	外部電源その2	無	
			第59条	非常用ディーゼル発電機その1	無	
			第60条	非常用ディーゼル発電機その2	無	
			第61条	非常用ディーゼル発電機燃料油等	無	
			第62条	直流電源その1	無	
			第63条	直流電源その2	無	
			第64条	所内電源系統その1	無	
			第65条	所内電源系統その2	無	
	l		第66条	原子炉停止中の制御棒1本の引抜き	無	
			第67条	単一制御棒駆動機構の取り外し	無	
			第68条	複数の制御棒引抜きを伴う検査	無	
	l		第69条	原子炉の昇温を伴う検査	無	
			第70条	原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	無	
	8	うかを確認(以下) 写条件性能確認) という。) するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。) が定められていること。また、 サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランズの際のLCOの取扱い	第71条	運転上の制限の確認	無	
		等が定められていること。 LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めるこ と及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。		 運転上の制限を満足しない場合 	無	
		LCOに係る記録の作成について定められていること。	第74条	運転上の制限に関する記録	無	
	11	LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第12条の2	運転管理業務	無	
		ロン Φ サイロルサイス U キナ・・ ご 旧 巴 エ U に 共 布 収 米 次 V 作 国 に 「 V 、 し た の ら I し し V 。	第17条の2	電源機能等喪失時の体制の整備	無	
			第75条	異常発生時の基本的な対応	無	
			第76条	異常時の措置	無	
			第77条	異常収束後の措置	無	
			添付 1	原子炉がスクラムした場合の運転操作基準(第76条関連)	無	
	12	LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子 炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、 必要な安全措置を定め、確率論的ソスク評価(PRA:Probabilistic Risk Assessment)等を用いて措置の有効性 を検証することが定められていること。	第73条	子防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	無	
発電用原子炉	1	を快証することがためられていること。 発電用原子炉の運転期間の範囲内で,発電用原子炉を運転することが定められていること。	第11条	構成及び定義	無	
						Ļ
の運転期間			第11条の2	原子炉の運転期間	無	

用炉規則第92条 第1項		保安規定審査基準(実用炉) (更成 95 年 6 月 10 日 91 ~ 介知三年 10 月 95 日長終改工)		志賀原子力発電所	変更有	 : 主な変更対象項目 備考
第1項 発電用原子炉		(平成 25 年 6 月 19 日制定, 令和元年 12 月 25 日最終改正) 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお,取替炉心の安全性評価に用いる期間は,当該取替	第81条	燃料の取替実施計画	無無	
の運転期間	*	炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第82条	燃料移動手順	無	
			第83条	燃料移動	無	
			970 U X		2444	
	7. 0	実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を 定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉 の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に 「説明書」という。)が添付されていること。	_	(手続きに関する事項であり,保安規定に記載なし)	_	
	4 子 ス 月 え 美 美 美 美 美	第4月にして、が、時期にでいて、金属市に一般電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間(2燃料を換の間隔から定ま3期間(発電用原子炉を換からな回の定期事業者検査を間悔するために発電用 原子炉を使止するまでの期間)のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用呼見服うち3条に定める定期事業者検査 を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検査が終了した日から2回の定期事 業者検査を関約するために発電用原子炉を使止するまでの期間)が記載されていること。たは、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。		(手続きに関する事項であり,保安規定に記載なし)	-	
		実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経甲化対策運動イド」 (原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明ら	_	(運転期間の延長は実施していないことから該当なし)	_	
	Ż	かとなっていること。				
		発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区 分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	-	(運転期間の延長は実施していないことから該当なし)	_	
		運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計 方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	-	(運転期間の延長は実施していないことから該当なし)	-	
		説明書に記載された燃料交換の問題から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全 性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	-	(運転期間の延長は実施していないことから該当なし)	-	
 発電用原子炉 施設の運転の 		発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の 設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電保安委員会	無	
安全審査			第7条	原子力発電保安運営委員会	無	
管理区域,保 全区域及び周		管理区域を明示し,管理区域における他の場所と区別するための措置を定め,管理区域の設定及び解除において実 施すべき専項が定められていること。	第91条の2	管理区域の設定及び解除	無	
主と或及び周辺監視区域の 設定等	2 7	管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び	第92条	管理区域内における区域区分	無	
	3 Ť	空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 管理区域内において特別措置が必要な区域について該ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線 ラッキャーのたけは他を薄集まては、際った肉」の触れこれでものたる他の古字運用を使った潮が空かった	第93条	管理区域内における特別措置	無	
	1	畠当量率。空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められ ていること。 管理区域への出入管理に係る排置事項が定められていること。	第94条	管理区域への出入管理	焦	
	5 1	管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第94条	管理区域への出入管理	無	
	6 7	管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第95条	管理区域出入者の遵守事項	無	
	7 1	管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第102条	管理区域外等への搬出及び運搬	無	
			第103条	発電所外への運搬	無	
	8 (保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第96条	保全区域	無	
			添付 3	保全区域図(第96条関連)	無	
		周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき 措置が定められていること。	第97条	周辺監視区域	無	
		役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第104条	受注者の放射線防護	焦	
			第90条	頻度の定義	無	
排気監視設備			第87条	放射性液体廃棄物の管理	無	
及び排水監視 設備	6	法並びにその使用方法が定められていること。	第88条	放射性気体廃棄物の管理	無	
		これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関 する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法について は、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事	_	(1.の記載箇所についての説明であり,保安規定に記載なし)	-	
線量,線量当	Ţ	(4) 高級な声がらせないかっかいという。 現在と併せて定められていてもよい。 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定	第98条	放射線業務従事者の線量管理等	無	
量,汚染の除 去等		められていること。 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as	第2条	基本方針	無	
		reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理 することが定められていること。	第91条	放射線管理に係る基本方針	無	
	2 5	実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第99条	床、壁等の除染	無	
		※川が (KR) 第10 本に並っていた、生サンド・ボモンド・ボーン・シスロロンボロスング) 新な生サイエンジルして うここ。 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第100条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	無	
	5 1	管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第102条	管理区域外等への搬出及び運搬	無	
		核燃料物質等(新燃料,使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第13号又は 第14日になりる運搬に開える運びに開かったといいですとい	第102条	管理区域外等への搬出及び運搬	無	
	5	第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第103条	発電所外への運搬	無	
	父 語 1	原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測 定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確 認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められ ていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の 管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	_	(クリアランス規定は採用していないため,保安規定に記載なし)	-	
	8 方	日本に両する事々で所をてためられていてもよい。 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」 の取扱いについて(指示)」(平成20・0 4・21 原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(N	-	(放射性廃棄物でない廃棄物の適用は採用していないため,保安規 定に記載なし)		
	1	◇本語 に ス く (市か) (下版との 0 * 2 1 4 5 1 7 5	第86条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	無	
			1	1		

用炉規則第92条 第1項		保安規定審查基準(実用炉) (平成 25 年 6 月 19 日制定, 今和元年 12 月 25 日最終改正)	古怨国スカ政策訴		変更有 無	備考
線量,線量当	9	(平成 23 平 0 月 19 日前定, 平和元平 12 月 23 日東京以上) 汚染拡大防止のための放射線防護上, 必要な措置が定められていること。	第91条の2	管理区域の設定及び解除	無	
量,汚染の除 去等			第92条	管理区域内における区域区分	無	
			37722	B-TEAK 10-401 - DEAKED	200	
			第95条	管理区域出入者の遵守事項	無	
	9	汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第99条	床, 壁等の除染	無	
			第102条	管理区域外等への搬出及び運搬	無	
卡种油油炒用	1	放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類,所管箇所,数量及び機能の維持の	陈 0 0 冬	わりはな 明白 と別 明った な 明	45	
放射線測定器 の管理及び放 射線の測定の	1	放射療師定益(放口管理用計測症及び放射線計測症を含む。以下回し。)の種類、所管菌所、数重及い機能の維持の 方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。	弗89条 第101条	故出管理用計測器の管理 放射線計測器類の管理	無	
射線の固定の	2		-	(1.の記載箇所についての説明であり、保安規定に記載なし)	-	
核燃料物質の	1	関する事項と併せて定められていてもよい。 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して,臨界に達しないように	第78条	新燃料の運搬	無	
受払い,運 搬,貯蔵等		する措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第79条	新燃料の貯蔵	無	
			弗 / 9 采	利用なたりの対す10%		
			第84条	使用済燃料の貯蔵	無	
	2	新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するもの	第85条 第78条	使用済燃料の運搬 新燃料の運搬	無	
		を除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事 項と併せて定められていてもよい。	第85条	使用済燃料の運搬	無	
核燃料物質の 受払い,運	3	燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受 けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定	第81条	燃料の取替実施計画	無	
搬, 貯蔵等		められていること。なお,発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした 項目が,取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第82条	燃料移動手順	無	
			第82条	燃料移動手順	無	
 放射性廃棄物 の廃棄 	1	放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定め られていること。	第86条の2	放射性固体廃棄物の管理	無	
	2	放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含 む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	第86条の2	放射性固体廃棄物の管理	無	
			第86条の4	輸入廃棄物の管理	無	
	3	放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除	第86条の2	放射性固体廃棄物の管理	無	
		く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における 運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	370 0 ACO 2			
	4	放射性液体廃棄物の放出箇所,放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに	第87条	放射性液体廃棄物の管理	無	
	5	放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気	第88条	放射性気体廃棄物の管理	無	
		体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。			-	
	6	平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画,実施,評価等)について定められていること。	第100条の2	平常時の環境放射線モニタリング	無	
	7	ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第2条	基本方針	無	
			第86条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	無	
			第90条	頻度の定義	無	
非常の場合に 講ずべき処置	1	緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第107条	原子力防災組織	無	
			第108条	原子力防災組織の要員	無	
			第109条	原子力防災資機材等	無	
	2	緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第109条	原子力防災資機材等	無	
	3	緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第110条	通報経路	無	
			第112条	通報	無	
	4	緊急事態の発生をもってその後の措置は,原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項	第107条	原子力防災組織	無	
	5	の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められて	第113多	防災体制の発令	無	
		新空学校が完全した場合は、新空村学校を光力し、応告相単大の新空村における自動を未通することがためられていること。 いること。				
			第114条	応急措置	無	
			第115条	緊急時における活動	無	
	6	次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められて	第108条の2	緊急作業従事者の選定	無	
		いること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護指置について教育を受けた上で、緊急作業に 従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。				
		 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は,原子力災害対策特 				
		3月電送第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に 規定する原子力防災管理者又は同条第3 項に規定する副原子力防災管理者であること。				
	7	★ 本本により 30mm・カルパトをは、 くの 5 - この 放射線楽務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を 含む。) 緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関	第115条の2	緊急作業従事者の線量管理等	無	
		し、適切な内容が定められていること。	陈110 //	Pt 55 (計画の発明)。	her.	
	8	事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第116条	防災体制の解除	無	
	9	防災訓練の実施頻度について定められていること。	第111条	防災訓練	無	

・ ナカ亦重対免済日

eta III Lez da Inciano	-	pri da la dade da 90 (44 m) m (10 m)	1		ater week 1	: 主な変更対象項目
第1項		(平成 25 年 6 月 19 日制定, 令和元年 12 月 25 日最終改正)		志賀原子力発電所	無	備考
実用炉規則第92条 第1項 16 設計想定事象 等に対する発 電用原子炉施設の機能の保 全に関する措 置	1	 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、 なに掲げる措置さ掛することが定められていること。 うな見用に子や厳認の必要な機能を維持するためごお動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計 側に従って必要な活動を行わせること。やに、当該計劃には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災 可燃物の管理、消防支員への通報、消火又は延続の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に 関すること。 ① 人は現象である空く使用を支援した。 ② いに掲げるもののはか、火比影響等を生きるおされを含む。以下「火山影響等」という。) ① 火山影響等先生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ② に掲げるもののはか、火比影響等先生時における作者電源定備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機 能を維持するためのはか、火比影響等先生時における存着地震波備をの他の炉心を冷却するために必要な設備の機 能を維持するための対策に関すること。 ③ ② に掲げるもののはか、火比影響等先生時における存着中な支援の効素に関すること。 ③ ② に掲げるもののはか、火比影響等先生時における原子炉発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ ② に掲げるもののはため、火比影響等先生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等等生時における使用子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等年生時における使用子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等先生時における原子炉格納容器い破損を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等外処施設を用いた対策(上記①から60までの対策に関すること。 ④ 重大事故等(原子炉理想への故意による大型航空機の密架その他のテロリズムによるものを除く。) 発生時における存在のの意に出するための対策に関すること。 ④ 生たりたす都式の振りた効素した力気が気を使いたするための対策に関すること。 ④ 生たする者ガスかのの意識長等の防患で用するための対策に関すること。 ④ 生たります都方を約0歳離長等の防患でからかでロブムによるものを除く。) 発生時におけるかしたり気能のと動力するための対策に関すること。 ③ 大事故等(原子炉軽縮)容器の使用を指するための対策に関すること。 ③ 大事故等(地応)る人見様な状況が発生した場合における消水活動に関すること。 ④ 大規模様撮影を生時における大規権な実践空機の衝突その他のテロリズムによるものに損益の大規模な損壊 ④ 大規模様振音容部の成力発気に対応するための対策に関すること。 ③ 大規模様 (日かうん)0 ① 大規模様のの成立とようためが対策に関すること。 ③ 大規模様ののが意による大規権を提供するための対策に関すること。 ③ 大規模様の差しい力気を使用するための対策に関すること。 ③ 大規模様のの成立とようためが対策に関すること。 ④ 大規模様の容量を知っためためが式に関すること。 ③ 大規模様の容量を取り、現在とめの対策に関すること。 ③ 大規模様の容量を取りための変化してための対策に関すること。 ③ 大規模様撮影を指いたる大規権を提供しための支払の対策とための対策を持ちるための対策に関すること。 ③ 大規模様のでいたる大規権を提供しためための支払に対応の気権を行きための対策でしまるための考慮しためため、 なりたれため、「ためす」報告を認知てための対策に対しるそれぞれのためのに見るための表し、定めの対して、 15 不見様で数で「いうるため」ためためのためためためため、 ③ 大規模様様を生時におけるための対策となりためてあれたるための対策をためため、 15 不見様の案 低かが支払を提供しためための発行でためのためのため、ためものにあるためためためための表しためため、 16 大規模様の容量の上が気がためためたいたるとための、一たもちなのにあるためで、 ◎	第1.7条	志賀原子乃発電方 歴史・火災等発生時の対応 「用子炉等規制送第43条の3の3に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載され た自然現象、重大事故等発生時等、大規模推繹時等の対応は刻途申 論)		
	2	消火ホース,照明器具,無線機器,フィルターその他の資機材を備え付けること。 (5) その他必要交機能を維持するための活動を行うためと必要な体制を整備すること。 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において,核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発 電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは,組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手 順にとらわれず,発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を誘することが定められていること。				
17 記録及び報告	1	発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、 保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第119条 第3条	記録 品質マネジメントシステム計画	無	
	2	実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定 めるそのを除く)が定められていること。	第119条	記録	無	
	0	めるものを除く。) が定められていること。 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第120条	報告	無	
	0	New New Yearing In Three in the 1. J. Addition 240 CA.O⊂C°	第120条 第9条	*** 原子炉主任技術者の職務等	無	
	4	特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、 経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明	第120条	報告	無	
	5	記されていること。 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について,具体的に明記されていること。	第120条	報告	無	
 発電用原子炉 施設の施設管 	1	施設管理方針,施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等 における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規業第1912257		巡視点検	無	
理		日本の「安田川町平平市快量」に加平米市快量」はあったのつ川圏中には安定川が「「」のからた第101220) 号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	第106条 第106条の9	施設管理計画	無見	
			第106条の2 第106条の3		無	1
	2	発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年 化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な		□ アポロ・セ 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	· 無	
	3	評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	-	(運転を開始した日以降30年を経過していないため、保安規定に	-	
	4	実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合 (実用炉規則第82条第1項から第3項主での規定により長期施設管理方針を策定し、又は回条第4項の規定によ り長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第 3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	-	記載なし) (手続きに関する事項であり,保安規定に記載なし)	-	
	5	こ。 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	-	(運転を開始した日以降30年を経過しておらず長期施設管理方針 及び技術評価書を作成していないため,保安規定に記載なし)	-	
	6	し、記載されていること。 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第106条の4	使用前事業者検査の実施	無	
	7	燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のない	第106条の5 第80条	定期事業者検査の実施 燃料の検査	無無	
 19 技術情報の共 	1	総科特に関する圧動学業名検査として、装得下走の思考された総科のうらから速走したものの硬生性に異希のない。 ことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。 プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を	^{弗80} 采 第106条	施設管理計画	無	
有		BWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有 し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。				
and supervise & set of the	1	発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	無	
20 不適合発生時 の情報の公開						
	2	情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	無	
	2	情報の公開に関し,原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ,必要に応じ,発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めている こと。		品質マネジメントシステム計画 日的	無	

添付 2

変更前	変更後	備考
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	
(目的) 第 1 条 この規定は,核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規 制法」という。)第43条の3の24第1項の規定に基づき,志賀原子力発電所発電用原子 炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下「保安活動」とい う。)を定め,核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」 という。)又は発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的 とする。	(目的) 第 1 条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規 制法」という。)第43条の3の24第1項の規定に基づき、志賀原子力発電所発電用原子 炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下「保安活動」とい う。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」 という。)又は発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的 とする。	
 (基本方針) 第 2 条 志賀原子力発電所(以下「発電所」という。)における保安活動は、安全文化を基礎とし、 放射線及び放射性物質の放出による公衆及び従業員の被ばくを、定められた限度以下であっ てかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品 質保証活動に基づき実施する。 	 (基本方針) 第 2 条 志賀原子力発電所(以下「発電所」という。)における保安活動は、安全文化を基礎とし、 放射線及び放射性物質の放出による公衆及び従業員の被ばくを、定められた限度以下であっ てかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品 質保証活動に基づき実施する。 	
(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 社長は,第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり,関係法令及び保安規定 を遵守することが確実に行われるための方針を定める。また,この方針を年1回以上評価し, 必要により変更する。	(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 社長は,第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり,関係法令及び保安規定 を遵守することが確実に行われるための方針を定める。また,この方針を年1回以上評価し, 必要により変更する。	
 2 原子力本部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、「原子力法令遵守・安全文化醸成活動管理要則」に基づき、次の事項を実施する。 (1)前項の社長の方針に基づき、発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料 部長に各部所の関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画 を年度毎に策定させ、各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられていることを 確認する。 (2)発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に関係法令及び保安規定 を遵守することが確実に行われるための活動を実施させ、各部所の活動の評価結果の報告 を受ける。 (3)原子力運営組織(以下、第4条(保安に関する組織)で定める原子力運営組織をいう。) 及び調達組織(以下、第4条(保安に関する組織)で定める調達組織をいう。)の活動の 評価を行う。 	 2 原子力本部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、「原子力法令遵守・安全文化醸成活動管理要則」に基づき、次の事項を実施する。 (1)前項の社長の方針に基づき、発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び<u>エネルギー取引部長</u>に各部所の関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定させ、各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられていることを確認する。 (2)発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び<u>エネルギー取引部長</u>に関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動を実施させ、各部所の活動の評価結果の報告を受ける。 (3)原子力運営組織(以下、第4条(保安に関する組織)で定める原子力運営組織をいう。)の活動の評価を行う。 	う変更
評価を行う。 (4)前号の評価結果を年1回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。	評価を行う。 (4)前号の評価結果を年1回以上社長に報告し,社長から指示を受ける。	

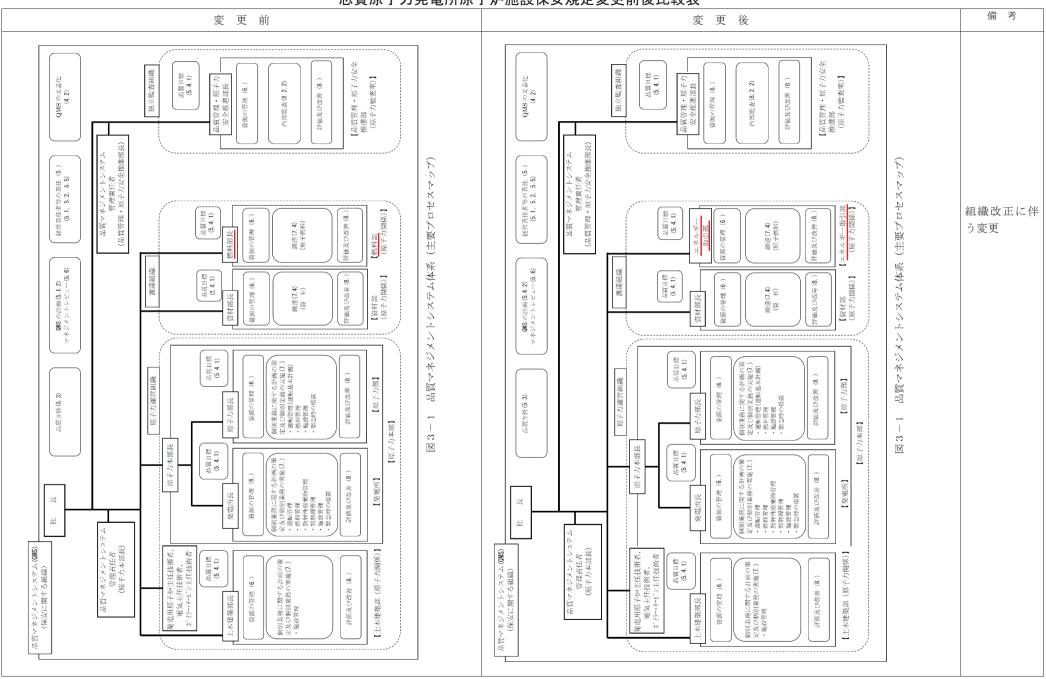
(1/15)

添付 2

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

	丁炉爬过休女风止多史削饭比蚁衣	備考
変更前	変更後	
(5)発電所長,原子力部長,土木建築部長,資材部長及び <u>燃料部長</u> に,各部所の評価結果,	(5)発電所長,原子力部長,土木建築部長,資材部長及びエネルギー取引部長に,各部所の	組織改正に伴
(3)の評価結果及び前号の社長の指示を(1)の活動計画に反映させる。	評価結果,(3)の評価結果及び前号の社長の指示を(1)の活動計画に反映させる。	う変更
3 発電所長,原子力部長,土木建築部長,資材部長及び燃料部長は,前項(1)の活動計画 を年度毎に策定し,原子力本部長の確認を受ける。また,この活動計画に基づき活動を実施 するとともに,各部所の活動の評価を行い,評価結果を原子力本部長に報告する。さらに, 各部所の評価結果,前項(3)の評価結果及び前項(4)の社長の指示を前項(1)の活動 計画に反映する。	活動を実施するとともに,各部所の活動の評価を行い,評価結果を原子力本部長に報告する。	
 4 品質管理・原子力安全推進部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われ るようにするため、「原子力監査要則」に基づき、次の事項を実施する。 (1)第1項の社長の方針に基づき、独立監査組織(以下,第4条(保安に関する組織)で定 める独立監査組織をいう。)における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行わ れるための活動計画を年度毎に策定し、この活動計画に基づき活動を実施する。 (2)前号の活動の評価を行い、評価結果を年1回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。 (3)前号の評価結果及び社長の指示を(1)の活動計画に反映する。 		
5 原子力運営組織及び調達組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、活動を実施する。	5 原子力運営組織及び調達組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、活動を実施する。	
6 独立監査組織は、第4項(1)の活動計画に基づき、活動を実施する。	6 独立監査組織は、第4項(1)の活動計画に基づき、活動を実施する。	

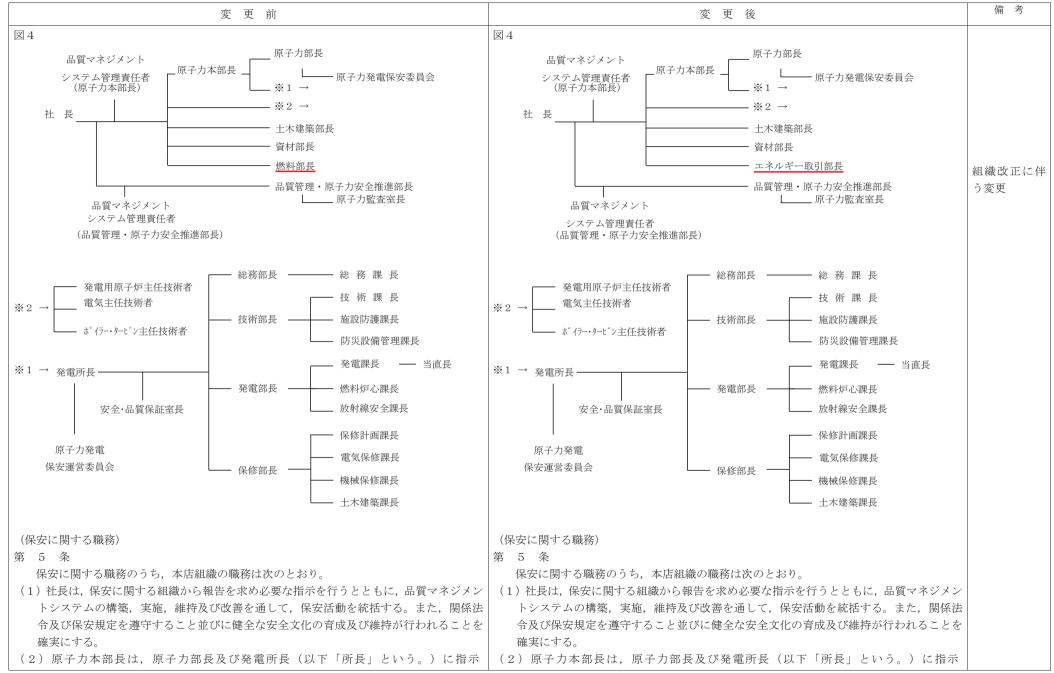
変 更 前	変 更 後	備考
(品質マネジメントシステム計画)	(品質マネジメントシステム計画)	
	(面員 * イン / ン / ン / ン 計 画) 第 3 条	
第2条(基本方針)に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり,以下のと		
おり品質マネジメントシステム計画を定める。	おり品質マネジメントシステム計画を定める。	
(問答)	(昭谷)	



変更前 表3-2 本品質マネジメントシステム計画と社内規定、保安規定の条項との関係(その2) 表3-2 本品質マネ 本品質 ジメントシ 保安規定第3条 ジメン 項目 社内規定名 管理箇所 ステム計画 以外の関連条項 ステム 関連条項 関連 4.1(2) グレード分け 品質保証重要度分類管理要則 原子力部 4.10 品質保証活動管理要則 原子力部 5.4.1 品質目標 原子力監査要則 品質管理・原子力 5.4 安全推進部 組織規程 経営企画部 第5条 職務権限規程 経営企画部 第5条 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針 原子力部 第8条, 第9条, 5.5.1 責任及び権限 5.5. 第9条の3,第120条 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等 発電所 第8条の2, 第9条の2, に関する運用要領 第9条の3 品質保証組織運用要領 発電所 第4条, 第5条, 組織の内部の情 第7条,第120条 5.5. 5.5.4 報の伝達 品質保証組織運用指針 原子力部 第4条~第6条 品質保証組織運用指針 土木建築部 第4条,第5条 品質保証活動管理要則 原子力部 マネジメント 5.6 原子力監査要則 品質管理・原子力 5. レビュー 安全推進部 第117条, 第118条 教育・訓練管理要領 発電所 教育・訓練管理指針 原子力部 土木建築部 教育管理指針 要員の力量の確 6.2 資材部 原子力関係調達業務管理指針 6. 保及び教育訓練 原子燃料関係調達業務管理指針 燃料部 原子力監査要則 品質管理・原子力 安全推進部 運転管理業務要領 発電所 第11条~第77条 第11条~第77条 運転管理等業務指針 原子力部 運転管理 原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する 原子力部 第12条 指針 燃料管理要領 発電所 第78条~第85条 燃料管理 運転管理等業務指針 原子力部 第78条~第85条 放射性固体廃棄物管理要領 発電所 第86条,第86条の2, 放射性廃棄物 第86条の3,第90条 放射性液体·気体廃棄物放出管理要領 発電所 第87条, 第88条 管理 第 90 条 区域管理要領 発電所 第 91 条~第 93 条, 第100条, 第105条 7.1 被ばく管理要領 発電所 第 94 条, 第 98 条, 7. 第104条, 第105条 7.5 保全区域等管理要領 発電所 第96条,第97条 7. 放射線管理 環境放射線モニタリング要領 第100条,第100条の2, 発電所 第 105 条 放射性物質等輸送要領 発電所 第103条 放射線作業管理要領 発電所 第 93 条~第 95 条, 第99条,第102条, 第104条 第89条,第101条, 原子力部 施設管理 施設管理要則 第106条~第106条の6 緊急時の措置 緊急時対策要則 原子力部 第107条~第116条 関係法令遵守, 健 原子力 法令遵守・安全文化醸成活動管理要則 原子力部 第2条の2 全な安全文化の育 原子力監査要則 品質管理・原子力 第2条の2 安全推進部 成及び維持

	備考					
2 7	本品質マネ	ジメントシステム計画と社内規定、保	安規定の条項	夏との関係(その2	2)	
質マネ ントシ ム計画	項目	社内規定名	管理箇所	保安規定第3条 以外の関連条項		
框条項 1(2)	グレード分け	品質保証重要度分類管理要則	原子力部			
4.1	品質目標	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理・原子力 安全推進部			
5.1	責任及び権限	組織規程 職務権限規程 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針 電気主任技術者及びポイラー・タービン主任技術者の職務 等に関する運用要領	経営企画部 経営企画部 原子力部 発電所	第5条 第5条 第8条,第9条, 第9条の3,第120条 第8条の2,第9条の2, 第9条の3		
5.4	組織の内部の情 報の伝達	品質保証組織運用要領 品質保証組織運用指針 品質保証組織運用指針	発電所 原子力部 土木建築部	第4条,第5条, 第7条,第120条 第4条~第6条 第4条,第5条		
5.6	マネジメント レビュー	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理・原子力 安全推進部			
	要員の力量の確 保及び教育訓練	教育。訓練管理短領 教育・訓練管理指針 教育管理指針 原子力関係調達業務管理指針 原子燃料関係調達業務管理指針 原子加監查要則	発電所 原子力部 土木建築部 資材部 <u>エネルギー取引部</u> 品質管理・原子力 安全推進部	第117条,第118条		組織改正に伴 う変更
	運転管理	運転管理業務要領 運転管理等業務指針 原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する 指針	発電所 原子力部 原子力部	第 11 条~第 77 条 第 11 条~第 77 条 第 12 条		
	燃料管理	燃料管理要領 運転管理等業務指針	発電所 原子力部	第 78 条~第 85 条 第 78 条~第 85 条		
	放射性廃棄物 管理	放射性固体廃棄物管理要領 放射性液体•気体廃棄物放出管理要領	発電所 発電所	第86条,第86条の2, 第86条の3,第90条 第87条,第88条 第90条		
7.1		区域管理要領 被ばく管理要領	発電所発電所	第 91 条~第 93 条, 第 100 条,第 105 条 第 94 条,第 98 条,		
7.5	放射線管理	保全区域等管理要領 環境放射線モニタリング要領	発電所 発電所	第 104 条,第 105 条 第 96 条,第 97 条 第 100 条,第 100 条の 2, 第 105 条		
		放射性物質等輸送要領 放射線作業管理要領	発電所 発電所	第 103 条 第 103 条 第 93 条~第 95 条, 第 99 条,第 102 条, 第 104 条		
	施設管理	施設管理要則	原子力部	第 89 条,第 101 条, 第 106 条〜第 106 条の 6		
1	緊急時の措置 関係法令遵守,健 全な安全文化の育	緊急時対策要則 原子力 法令遵守・安全文化醸成活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 原子力部 品質管理・原子力	第 107 条~第 116 条 第2条の2 第2条の2		

	了	1
変更前	変 更 後	備考
第3章体制及び評価	第3章体制及び評価	
	<i>你。你</i> 一个方体现什么!	
第1節 保安管理体制 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第1節 保安管理体制	
(保安に関する 組織)	(保安に関する組織)	
第 4 条	第 4 条	
発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。	発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。	
次に定める組織の定義は、全ての章において適用する。	次に定める組織の定義は、全ての章において適用する。	
(1)保安に関する組織:図4に定める組織全体をいう。	(1)保安に関する組織:図4に定める組織全体をいう。	
(2) 原子力運営組織:図4に定める組織のうち,原子力本部及び土木建築部(原子力関係)	(2) 原子力運営組織:図4に定める組織のうち,原子力本部及び土木建築部(原子力関係)	
の組織、並びに発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技	の組織、並びに発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技	
術者をいう。	術者をいう。	
(3)発電所組織:図4に定める組織のうち,発電所の組織をいう。	(3)発電所組織:図4に定める組織のうち,発電所の組織をいう。	
(4) 調達組織:図4に定める組織のうち,資材部(原子力関係)及び <u>燃料部</u> (原子力関係) の組織をいう。	(4) 調達組織:図4に定める組織のうち,資材部(原子力関係)及び <u>エネルギー取引部</u> (原 子力関係)の組織をいう。	組織改正に伴 う変更
(5) 独立監査組織: 図4に定める組織のうち, 品質管理・原子力安全推進部(原子力監査室) の組織をいう。	(5) 独立監査組織: 図4に定める組織のうち, 品質管理・原子力安全推進部(原子力監査室) の組織をいう。	



(7/15)

2

皮 更 前 皮 更 多 皮 可 多 化 4 考 </th <th>心員床了刀无电川床,</th> <th>] 产肥政体支流定支支制度比较农</th> <th></th>	心員床了刀无电川床,] 产肥政体支流定支支制度比较农	
 ネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力運営組織及び調達組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。 (3)原子力部長は、原子力部における発電所の保安に関する業務を統括する。また、輸入廃 業物の管理に関する業務を統括する。 (4) 土木建築部における発電所の保安に関する業務を統括する。また、輸入廃 業物の管理に関する業務を統括する。 (5) 度材部長は、資材の調達に関する業務をで行う。 (7) 品質管理・原子力安全推進部長は、原子力運営組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。 (7) 品質管理・原子力安全推進部長は、原子力運営組織のて調達組織から独立した監査に係 る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける整 業務を統括する。また、独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。 (7) 品質管理・原子力安全推進部長は、原子力運営組織のび調達組織から独立した監査に係 る品質マネジメントシステムを習慣見て者として、品質マネジメントシステムにおける監 室業務を統括する。また、独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統 括する。 (8) 原子力監査室長は、監査業務を行う。 (9) その他保安に直接係わらない部門の長は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき 所管業務を行う。 	変更前	変更後	備考
	 ネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力運営組織及び調達組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。 (3)原子力部長は、原子力部における発電所の保安に関する業務を統括する。また、輸入廃 棄物の管理に関する業務を統括する。 (4) 土木建築部長は、土木建築部における発電所の保安に関する業務を統括する。 (5)資材部長は、資材の調達に関する業務を行う。 (6) 燃料部長は、原子大都と関する業務を行う。 (7)品質管理・原子力安全推進部長は、原子力運営組織及び調達組織から独立した監査に係 る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監 査業務を統括する。また、独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守すること が確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統 括する。 (8)原子力監査室長は、監査業務を行う。 (9)その他保安に直接係わらない部門の長は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき 所管業務を行う。 	 ネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力運営組織及び調達組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。 (3)原子力部長は、原子力部における発電所の保安に関する業務を統括する。また、輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。 (4) 土木建築部長は、土木建築部における発電所の保安に関する業務を統括する。 (5)資材部長は、資材の調達に関する業務を行う。 (6) <u>エネルギー取引部長</u>は、原子燃料の調達に関する業務を行う。 (7)品質管理・原子力安全推進部長は、原子力運営組織及び調達組織から独立した監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。 (8)原子力監査室長は、監査業務を行う。 (9) その他保安に直接係わらない部門の長は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき所管業務を行う。 	

		/#*
変 更 前	変更後	備考
(原子炉主任技術者の選任)	(原子炉主任技術者の選任)	
第 8 条	第 8 条	
社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次	社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次	
の各号の1つ又はそれ以上の業務に通算して3年以上の実務経験を有する者から選任する。	の各号の1つ又はそれ以上の業務に通算して3年以上の実務経験を有する者から選任する。	
(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務	(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務	
(2) 原子炉の運転に関する業務	(2) 原子炉の運転に関する業務	
(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務	(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務	
(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務	(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務	
2 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任する。	2 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任する。	
3 原子炉主任技術者は特別管理職A級以上とし、第9条(原子炉主任技術者の職務等)に定	3 原子炉主任技術者は特別管理職経営職以上とし,第9条(原子炉主任技術者の職務等)に	人事制度見直
める職務を専任する。	定める職務を専任する。	しに伴う変更
4 代行者の職位は、課長以上とする。	4 代行者の職位は,課長以上とする。	
5 原子炉主任技術者が不在で職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務	5 原子炉主任技術者が不在で職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務	
を遂行できない期間が長期にわたる場合は、当該原子炉主任技術者を解任し、新たに原子炉	を遂行できない期間が長期にわたる場合は、当該原子炉主任技術者を解任し、新たに原子炉	
主任技術者を選任する。	主任技術者を選任する。	
(略)	(略)	
	(世代)	

変更前	変更後	備考
 (計測及び制御設備) 第27条 [1号炉] 原子炉の状態に応じて,次の計測及び制御設備³⁰¹は,表27-1で定める事項を運転上の 制限とする。 (1)原子炉緊急停止系計装 (2)中性子源領域モニタ計装 (3)非常用炉心冷却系計装 (4)原子炉格納容器隔離系計装 (在圧炉心スプレイ系計装,低圧注水系³²²計装,高圧炉心スプレイ系計装,自動減圧系計装) (4)原子炉格納容器隔離系計装 (主蒸気隔離弁計装,原子炉格納容器隔離計装,原子炉建屋原子炉棟隔離計装) (5)その他の計装 (非常用ディーゼル発電機³¹計装,原子炉隔離時冷却系計装,原子炉冷却材再循環ポンプ トリップ計装,制御棒引抜監視装置計装,主タービン高水位トリップ計装,中央制御室 外原子炉停止装置計装,中央制御室換気空調再循環系計装,事故時計装) (略) 	 (計測及び制御設備) 第27条 [1号炉] 原子炉の状態に応じて,次の計測及び制御設備^{*1}は,表27-1で定める事項を運転上の 制限とする。 (1)原子炉緊急停止系計装 (2)中性子源領域モニタ計装 (3)非常用炉心冷却系計装 (低圧炉心スプレイ系計装,低圧注水系^{*2}計装,高圧炉心スプレイ系計装, 自動減圧系計装) (4)原子炉格納容器隔離系計装 (主蒸気隔離弁計装,原子炉格納容器隔離計装,原子炉建屋原子炉棟隔離計装) (5)その他の計装 (非常用ディーゼル発電機^{*3}計装,原子炉隔離時冷却系計装,原子炉冷却材再循環ポンプ トリップ計装,制御棒引抜監視装置計装,主タービン高水位トリップ計装,中央制御室 外原子炉停止装置計装,中央制御室換気空調再循環系計装,事故時計装) (略) 	1
 [2号炉] 原子炉の状態に応じて,次の計測及び制御設備²⁰は,表27-1で定める事項を運転上の 制限とする。 (1)原子炉緊急停止系計装 (2)起動領域モニタ計装 (3)非常用炉心冷却系計装 (低圧注水系**2計装,高圧炉心注水系計装,原子炉隔離時冷却系計装, 自動減圧系計装) (4)原子炉格納容器隔離系計装 (主蒸気隔離弁計装,原子炉格納容器隔離計装,原子炉建屋原子炉棟隔離計装) (5)その他の計装 (非常用ディーゼル発電機*3計装,原子炉隔離時冷却系計装,原子炉冷却材再循環ポンプ トリップ計装,制御棒引抜監視装置計装,タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位 トリップ計装,中央制御室外原子炉停止装置計装,中央制御室換気空調再循環系計装, 事故時計装) (略) 	 〔2号炉〕 原子炉の状態に応じて,次の計測及び制御設備³⁰は,表27-1で定める事項を運転上の 制限とする。 (1)原子炉緊急停止系計装 (2)起動領域モニタ計装 (3)非常用炉心冷却系計装 (低圧注水系³²計装,高圧炉心注水系計装,原子炉隔離時冷却系計装, 自動減圧系計装) (4)原子炉格納容器隔離系計装 (主蒸気隔離弁計装,原子炉格納容器隔離計装,原子炉建屋原子炉棟隔離計装) (5)その他の計装 (非常用ディーゼル発電機³³計装,原子炉隔離時冷却系計装,原子炉冷却材再循環ポンプ トリップ計装,制御棒引抜監視装置計装,タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位 トリップ計装,中央制御室外原子炉停止装置計装,中央制御室換気空調再循環系計装, 事故時計装) (略) 	

(10/15)

			変更前	心良亦了刀	20.000					変更後			備考
表27-3-4	-2(3)					表27-	-3-4-	-2 (3)		· · ***			
要素	適用される	動作可能で あるべきチ ャンネル数 (論理毎)	条件	要求される措置	完了時間	要 一		適用される 原子炉の状 態			要求される措置	完了時間	
1.主蒸気ドレン 系隔離 (論理出力 チャンネル)	起動	2	出力チャン ネルが動作 不能の場合	A1. 当該論理出力チャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置(当該区分の論 理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。			離	運転 起動 高温停止	2	出力チャン ネルが動作 不能の場合	理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。	速やかれこ	
			出力チャン ネルが動作	 B1. 主蒸気ドレン系隔離弁を 隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出 力チャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 	1 時間 1 時間					出力チャン ネルが動作	 B1. 主蒸気ドレン系隔離弁を 隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 	1 時間 1 時間	
			で要求され	C1. 高温停止にする。	24時間 36時間					で要求され	C1. 高温停止にする。	24時間 36時間	記載の適正化
2. 炉水サンプル 系隔離 (論理出力 チャンネル)	起動	2		A1. 当該論理出力チャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置(当該区分の論 理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。	速やかに	< 1.1.1	磨推	運転 起動 高温停止	2		A1. 当該論理出力チャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置(当該区分の論 理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。	速やかに	
			出力チャン ネルが動作	 B1. 炉水サンプル系隔離弁を 隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 	1時間 1時間					 B. 2つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合 	 B1. 炉水サンプル系隔離弁を 隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 	1 時間 1 時間	
			で要求され	C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>低温停止</u> にする。	24時間 36時間					で要求され	C2. <u>冷温停止</u> にする。	24時間 36時間	記載の適正化

変更前 変更後								変更後		備考		
要素		動作可能で あるべきチ ャンネル数 (論理毎)	条件	要求される措置	完了時間	要素		動作可能で あるべきチ ャンネル数 (論理毎)		要求される措置	完了時間	
 原子炉冷却材 浄化系隔離 (論理出力 チャンネル) 	運転 起動 高温停止	2	出力チャン ネルが動作 不能の場合	理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。		3. 原子炉冷却材 浄化系隔離 (論理出力 チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	出力チャン ネルが動作 不能の場合	理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。		
			 B. 2つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合 	 B1. 原子炉冷却材浄化系隔離 弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 	1時間 1時間				 B. 2つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合 		1 時間 1 時間	
			で要求され	C2. <u>低温停止</u> にする。	24時間 36時間				で要求され	C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>冷温停止</u> にする。	24時間 36時間	記載の適正
 ・不活性ガス系 隔離 (論理出力 チャンネル) 	起動	2	 A. 1つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合 	A1. 当該論理出力チャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置(当該区分の論 理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。	速やかに	4. 不活性ガス系 隔離 (論理出力 チャンネル)	起動	2	 A. 1つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合 	A1. 当該論理出力チャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置(当該区分の論 理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。	速やかに	
			 B. 2つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合 	B1. 不活性ガス系隔離弁を隔 離する。	1時間 1時間				 B. 2つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合 	B1. 不活性ガス系隔離弁を隔 離する。	1 時間 1 時間	
			で要求され	C2. <u>低温停止</u> にする。	24時間 36時間				で要求され	C2. <u>冷温停止</u> にする。	24時間 36時間	記載の適正位

変更前 変更後						備考						
要素		動作可能で あるべきチ ャンネル数 (論理 年)	条件	要求される措置	完了時間	要素		動作可能で あるべきチ ャンネル数 (論理毎)		要求される措置	完了時間	
5. 残留熱除去系 隔離 (論理出力 チャンネル)	起動	2	出力チャン ネルが動作 不能の場合	を動作可能な状態に復旧 する措置(当該区分の論 理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。	速やかに	5.残留熱除去系 隔離 (論理出力 チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	出力チャン ネルが動作 不能の場合	理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。	速やかに	
			 B. 2つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合 	 B1. 残留熱除去系隔離弁を隔 離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 	1時間 1時間				B. 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合		1 時間 1 時間	
			で要求され	C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>低温停止</u> にする。	24時間 36時間				で要求され	C2. <u>冷温停止</u> にする。	24時間 36時間	記載の適正位
 . 廃棄物処理系 隔離 (論理出力 チャンネル) 	運転 起動 高温停止	2	 A. 1 つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合 	A1. 当該論理出力チャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置(当該区分の論 理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。	速やかに	6. 廃棄物処理系 隔離 (論理出力 チャンネル)	起動	2	 A. 1つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合 	A1. 当該論理出力チャンネル を動作可能な状態に復旧 する措置(当該区分の論 理出力チャンネルをバイ パスする操作を含む)を 開始する。	速やかに	
			 B. 2つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合 	 B1. 廃棄物処理系隔離弁を隔 離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出 カチャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 	1 時間 1 時間				 B. 2つの論理 出力チャン ネルが動作 不能の場合 		1時間 1時間	
			で要求され	C2. <u>低温停止</u> にする。	24時間 36時間				で要求され	C2. <u>冷温停止</u> にする。	24時間 36時間	記載の適正位

変更前	了 广旭設体女风足多丈削後比牧衣 変更後	備考
(3) 原子炉建屋原子炉棟隔離計装〔2号炉〕	(3)原子炉建屋原子炉棟隔離計装〔2号炉〕	
原子炉建屋原子炉棟隔離計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル		
数を満足できない場合は、その状態に応じて表27-3-4-3(1)及び表27-3-4	数を満足できない場合は、その状態に応じて表27-3-4-3(1)及び表27-3-4	
-3(3)の措置を講じる。表27-3-4-3(1)の措置を完了できない場合は、表2	-3(3)の措置を講じる。表27-3-4-3(1)の措置を完了できない場合は、表2	
7-3-4-3(2)の要求される措置を完了時間内に講じる。原子炉の状態が運転,起動	7-3-4-3(2)の要求される措置を完了時間内に講じる。原子炉の状態が運転,起動	
及び高温停止において、表27-3-4-3(2)及び表27-3-4-3(3)の要求さ	及び高温停止において、表27-3-4-3(2)及び表27-3-4-3(3)の要求さ	
れる措置を達成できない場合は、24時間以内に高温停止かつ36時間以内に低温停止にす	れる措置を達成できない場合は、24時間以内に高温停止かつ36時間以内に <u>冷温停止</u> にす	記載の適正化
る。炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、	る。炉心変更時**1または原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において,	
表27-3-4-3(2)及び表27-3-4-3(3)の要求される措置を達成できない	表27-3-4-3(2)及び表27-3-4-3(3)の要求される措置を達成できない	
場合は,速やかに炉心変更又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止	場合は、速やかに炉心変更又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止	
する。	する。	
なお,動作可能であるべきチャンネル数とは,原子炉建屋原子炉棟隔離機能を作動させる		
ための全てのチャンネル数をいう。	ための全てのチャンネル数をいう。	
$\pm 27 - 3 - 4 - 3$ (1)	$\overline{2}$	
要素 条件 要求される措置 完了時間	要素 条件 要求される措置 完了時間	
センサ A.1つの区分のセンサ A1.当該センサチャンネルを動作可能な状態 速やかに	センサ A. 1 つの区分のセンサ AI. 当該センサチャンネルを動作可能な状態 速やかに	
チャンネル チャンネルで1つ以 に復旧する措置(当該区分のセンサチャン) 上のセンサが動作不 ネルをバイパスする操作を含む)を開始す	チャンネル チャンネルで1つ以 に復旧する措置(当該区分のセンサチャン 上のセンサが動作不 ネルをバイパスする操作を含む)を開始す	
能の場合 る ^{※2} 。	能の場合 る ^{※2} 。	
B. 2 つの区分のセンサ B1. 1 つの区分のセンサチャンネルをトリッ 3 時間 チャンネルで1 つ以 プする。	B. 2 つの区分のセンサ B1. 1 つの区分のセンサチャンネルをトリッ 3 時間 チャンネルで1 つ以 プする。	
上のセンサが動作不 及び	上のセンサが動作不 及び	
能の場合 B2.他の区分をバイパスする ^{※2} 。 及び 6時間	能の場合 B2.他の区分をバイパスする ^{※2} 。 6 時間 及び 6 時間	
及び B3.少なくとも1つの区分のセンサチャンネ 30日間	及び B3. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネ 30日間	
ルを動作可能な状態に復旧する。	ルを動作可能な状態に復旧する。	
C.3つの区分のセンサ C1.1つの区分のセンサチャンネルをトリッ 速やかに チャンネルで1つ以 プする。	C.3つの区分のセンサ C1.1つの区分のセンサチャンネルをトリッ 速やかに チャンネルで1つ以 プする。	
上のセンサが動作不 及び	上のセンサが動作不 及び	
能の場合 C2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネ 6 時間 ルを動作可能な状態に復旧する。	能の場合 C2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネ 6 時間 ルを動作可能な状態に復旧する。	
D. 4 つの区分のセンサ D1. 1 つの区分のセンサチャンネルをトリッ 速やかに	D. 4 つの区分のセンサ D1. 1 つの区分のセンサチャンネルをトリッ 速やかに	
チャンネルで1つ以 プする。 上のセンサが動作不 及び	チャンネルで1つ以 プする。 上のセンサが動作不 及び	
能の場合 D2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネ 1 時間	能の場合 D2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネ 1 時間	
ルを動作可能な状態に復旧する。	ルを動作可能な状態に復旧する。	
※1:停止余裕確認後の同一の水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒挿入・引抜		
きを除く。	きを除く。	
※2:区分(センサチャンネル)をバイパスしている期間については、当該区分に含まれて いる他の要素のセンサチャンネルについても、バイパスしているとみなす。	※2:区分(センサチャンネル)をバイパスしている期間については、当該区分に含まれて いる他の要素のセンサチャンネルについても、バイパスしているとみなす。	
いる他の安奈のセンサテヤンイルについても、ハイハスしているとみなす。	いる他の安奈のセンサテキンホルについしも、ハイハスししいるとみなす。	
(略)	(略)	

添付 2

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	原于刀宪黾所原于炉施設保女規定変更削後比較衣 変更後	備考
友 火 刑		
<u>附則(令和3年5月18日 原規規発第2105183号)</u> (施行期日) 第1条 本規定は, <u>令和3年7月1日から施行する。</u>	附則(令和 年 月 日 号) (施行期日) 第 1 条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施す	施行日の規定 行 <u>する。</u>
(略)	(昭各)	

心負小了力儿电			载行杰/休 父 就是交叉行杰劳亚星
変更後保安規定目次	設置許可申請書記載有無 (O:有り -:無し)	保安規定変更有無 (O:有り -:無し)	設置許可申請書との整合性
第1章 総 則			
第1条 目的		—	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。
第2条 基本方針	0		保安規定に係る基本方針であり,基本方針の内容である「保安活動は,…適切な品
	0	—	質保証活動に基づき実施する。」は,本文十一号に記載されるため,保安規定記載
	(本文十一号)		はこれに整合している。
第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守	-		社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、本文十一号(5.1 経営
	0	0	責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)において規定しており、保安規
	(本文十一号)	<u> </u>	定記載はこれに整合している。
第2章 品質保証			
第2早 m員休祉 第3条 品質マネジメントシステム計画	0		本文十一号において、品質マネジメントシステム計画について記載されており、
男3余 品質マインメントンスプム計画	0	0	
	(本文十一号)		保安規定記載はこれに整合している。
第3章 体制及び評価			
为1-01 体发育连冲的			
第4条 保安に関する組織			本文十一号 (5.5 責任, 権限及びコミュニケーション) において, 組織の責任と権
	0		限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
	(本文十一号)	0	また、添付書類五(1.設計及び運転等のための組織)、添付書類八(13.2 保安管理
	(添付書類五,八)		体制)に記載があるが、保安規定は現行の組織に合わせて規定(変更)している。
 第5条 保安に関する職務			本文十一号 (5.5 責任,権限及びコミュニケーション)において,組織の責任と権
第3末 床女に戻りる戦伤	\bigcirc		本文「 ち (0.5 質圧, 権限及びコミュニッ ション)において, 組織の質圧と権 限を明確化する旨記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。
	(本文十一号)	0	
	(添付書類五)		また,添付書類五(1.設計及び運転等のための組織)に記載があるが,保安規定は
			現行の組織に合わせて規定(変更)している。
第6条 原子力発電保安委員会	0		添付書類五(1.設計及び運転等のための組織)に原子炉施設の保安に関する事項
	(添付書類五)	—	を審議するものとして、保安規定に基づき原子力発電保安委員会を設置する旨の
			記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第7条 原子力発電保安運営委員会	\bigcirc		添付書類五(1.設計及び運転等のための組織),添付書類八(13.2 保安管理体制)
	<u> </u>	_	に原子力発電保安運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに
	(添付書類五,八)		整合している。
第8条 発電用原子炉主任技術者の選任	0		添付書類五(6.有資格者等の選任・配置)に発電用原子炉主任技術者の選任につい
	(添付書類五,八)	0	て記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第8条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任			添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があ
術者の選任	(添付書類五)	-	り、保安規定記載はこれに整合している。
四日の送上	(111)百炽业)	1	フ, 下久/元/1013(13-40)(正日して)3。

	心貞床」刀元电所	际了不旭议体务成在			
	変更後保安規定目次	設置許可申請書記載有無 (O:有り -:無し)	保安規定変更有無 (O:有り -:無し)	設置許可申請書との整合性	
第9条	原子炉主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	_	添付書類五(6.有資格者等の選任・配置)に,発電用原子炉主任技術者は,発電用 原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行う旨の記載があり,保安規定記載 はこれに整合している。	
第9条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技 術者の職務等	○ (添付書類五)	_	添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があ り,保安規定記載はこれに整合している。	
第9条の3	主任技術者の情報共有	—	—	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第2節 原子烷	戸施設の定期的な評価				
第 10 条	原子炉施設の定期的な評価	〇 (本文十一号)	_	本文十一号(8.2.3 プロセスの監視測定)において、「原子炉施設の定期的な評価」 も含めて記載しており、保安規定記載はこれに整合している。	
第4章 運転管	管理				
第1節 通員	U)				
第11条	構成及び定義	_	_	設置許可申請書に記載はなく,設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。 (保安規定第4章内の構成と定義を記載しているのみ。)	
第11条の2	原子炉の運転期間	—	—	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第 12 条	原子炉の運転員の確保	○ (添付書類八)	_	添付書類人(13.3 運転管理)に原子炉施設の運転に習熟した者の確保について記載されており,保安規定記載はこれに整合している。なお,運転員の人数等については,設置許可申請書に具体的な記載はない。	
第12条の2	運転管理業務	○ (添付書類八)	_	添付書類八(13.3 運転管理)に運転管理業務について,保安規定に定める運転上の制限,異常時の措置等の遵守,機器の性能及び状態の把握並びに運転員の力量 確保等記載されており,保安規定記載はこれらに整合している。	
第13条	巡視点検	○ (添付書類八)	_	添付書類八(13.3 運転管理)に原子炉施設の運転管理は,機器の性能及び状態を 正しく把握した上で行う旨記載されており,保安規定記載はこれに整合している。	
第 14 条	要領の作成	○ (添付書類八)	_	添付書類八(13.3運転管理)に運転管理業務について,保安規定に定める運転上の制限,異常時の措置等の遵守,機器の性能及び状態の把握並びに運転員の力量 確保等記載されており,保安規定はこれらについて要領に定めることを記載して おり,整合している。	
第 15 条	引継及び通知	_	_	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第16条	原子炉起動前の確認事項	_	_	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第17条	地震・火災等発生時の対応	○ (添付書類八)	_	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に緊急時の措置として,事前対策,初期活動及 び緊急時の活動に関する規定を遵守し,事故の原因除去,拡大防止等のための活 動を迅速,適切に行う旨記載されており,保安規定記載はこれに整合している。	
第 17 条の 2	電源機能等喪失時の体制の整備	○ (添付書類八)	_	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に緊急時の措置として,事前対策,初期活動及 び緊急時の活動に関する規定を遵守し,事故の原因除去,拡大防止等のための活 動を迅速,適切に行う旨記載されており,保安規定記載はこれに整合している。	

心貝尔丁刀光眼			T 可 甲 捐 音 記 戰 有 無 / 体 女 成 足 友 史 有 無 守 罡 垤	
変更後保安規定目次	設置許可申請書記載有無 (O:有り -:無し)	保安規定変更有無 (〇:有り 一:無し)	設置許可申請書との整合性	
第2節 運転上の留意事項				
第 18 条 水質管理	〇 (添付書類八)	_	添付書類八(6.2 原子炉冷却材浄化系)に水質管理に係る記載があり,保安規定 記載はこれに整合している。	
第3節 運転上の制限				
第 19 条 停止余裕	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号, 添付書類八(3.3 核設計)他に最大反応度価値を有する制御棒が1本 (ABWR では同一の水圧制御ユニットに属する1組又は1本)が未挿入状態であっ ても,常に炉心を臨界未満にすることが出来ることの記載があり,保安規定記載 はこれらに整合している。	
第 20 条 反応度監視	_	_	設置許可申請書に直接の記載はないが,添付書類八の炉心特性に関連して,取替 炉心の安全性の確認に用いた核設計手法の妥当性を判断する目的で,運転時の監 視値が計算コードの予測範囲内であることを確認するものであり,設置許可申請 書と保安規定記載に齟齬はない。	
第 21 条 制御棒の動作確認	○ (添付書類八)	_	添付書類八(3.2.3 原子炉停止系)他に制御棒駆動機構に係る記載があり,保安 規定記載はこれらに整合している。	
第 22 条 制御棒のスクラム機能	○ (本文五号,十号) (添付書類八,十)	_	本文五号,十号,添付書類八(3.2.3 原子炉停止系),添付書類十(2.2.2 解析条件)他に制御棒のスクラム時挿入時間に係る記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。	
第 23 条 制御棒の操作	○ (添付書類八)	_	添付書類八(3.3.4 炉心特性)他に原子炉から制御棒を引き抜くときは運転手順 関する規則を定めることに加えて、制御棒価値ミニマイザにより引き抜き手順を 監視する旨記載されており,保安規定記載はこれらに整合している。	
第 24 条 ほう酸水注入系	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号, 添付書類八(3.2.3 原子炉停止系)他にほう酸水注入系に係る記載が あり, サーベイランスの実施方法については, 実条件性能確認の観点から追加し, 保安規定記載はこれらに整合している。	
第 25 条 原子炉熱的制限值	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号, 添付書類八(3.3 核設計) 他に最小限界出力比及び燃料棒最大線出力 密度の熱的制限値に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。	
第 26 条 原子炉熱出力及び炉心流量	○ (添付書類八)	_	添付書類八(3.4 熱水力設計)他に炉心流量—原子炉出力特性曲線の範囲内で運転を行う旨の記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。	
第 27 条 計測及び制御設備	○ (本文五号) (添付書類八)	0%	※用語の統一(「低温停止」→「冷温停止」) 本文五号,添付書類八(8.計測及び制御設備)他に計測制御系に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。	
第 28 条 原子炉冷却材再循環ポンプ	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号, 添付書類八(4.4.2 冷却材再循環系)他に再循環ポンプに係る運転制 御の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。	

	心員床丁刀光电別	示于 / 小 記 床 女 况 足 設置許可申請書記載有無	上 改直計可中請音記 保安規定変更有無		
	変更後保安規定目次	(〇:有り 一:無し)	(O:有り -:無し)	設置許可申請書との整合性	
第 29 条	ジェットポンプ	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号, 添付書類八(4.4.2 冷却材再循環系)他にジェットポンプに係る運転 制御の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。	
第 30 条	逃がし安全弁	○ (本文五号,十号) (添付書類八,十)	_	本文五号,十号,添付書類八(4.4.3 主蒸気系),添付書類十(2.2.2 解析条件)他 に主蒸気逃がし安全弁に係る記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。	
第31条	原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	○ (添付書類八)	_	添付書類八(8.6 原子炉プラント・プロセス計装)に漏えい検出系計装に係る記 載があり,保安規定記載はこれに整合している。	
第 32 条	非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の 系統圧力監視	_	_	原子炉冷却材圧力バウンダリ弁が漏えいし,低圧部の破損に至ることのないよう 監視する行為を保安規定で定めており,設置許可申請書には記載はなく,設置許 可申請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第 33 条	原子炉冷却材中のよう素131濃度	○ (本文十号) (添付書類十)	_	本文十号,添付書類十(3.4 環境への放射性物質の異常な放出)他の解析条件と して記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。	
第 34 条	原子炉停止時冷却系その1	(本文五号)(添付書類八)	_	本文五号,添付書類八(6.3 残留熱除去系)他に残留熱除去系に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。	
第 35 条	原子炉停止時冷却系その2	○ (本文五号) (添付書類八)	_	同上(ただし、本条は冷温停止時の要求であり、設置許可申請書には冷温停止時に 関する記載はない。)	
第 36 条	原子炉停止時冷却系その3	○ (本文五号) (添付書類八)	_	同上(ただし、本条は燃料交換時の要求であり、設置許可申請書には燃料交換時に 関する記載はない。)	
第 37 条	原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化 率	○ (添付書類八)	_	添付書類八(4.3 主要設備の仕様)の加熱・冷却率に記載があり,保安規定記載は これに整合している。	
第 38 条	原子炉圧力	〇 (本文十号) (添付書類十)	_	本文十号, 添付書類十の過渡解析及び事故解析の初期条件として記載があり, 保 安規定記載はこれらに整合している。	
第 39 条	非常用炉心冷却系その1	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号, 添付書類八(5.1 原子炉格納施設, 5.2 非常用炉心冷却系)他に非常 用炉心冷却系及び格納容器スプレイ冷却系に係る記載があり, 保安規定記載はこ れらに整合している。	
第 40 条	非常用炉心冷却系その2	○ (本文五号) (添付書類八)	_	同上(ただし,本条は冷温停止・燃料交換時の要求であり,設置許可申請書には冷 温停止・燃料交換時に関する記載はない。)	
第 41 条	原子炉隔離時冷却系	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号,添付書類八(6.4 原子炉隔離冷却系)他に記載があり,保安規定記載は これらに整合している。(ABWR はなし)	

				这些計 り中 捐音記戰有無/ 床女院足多史有無守罡哇	
	変更後保安規定目次	設置許可申請書記載有無 (O:有り -:無し)	保安規定変更有無 (O:有り -:無し)	設置許可申請書との整合性	
第 42 条	主蒸気隔離弁	○ (本文五号,十号) (添付書類八,十)		本文五号,十号,添付書類八(4.4.3 主蒸気系),添付書類十(2.2.2 解析条件) 他に主蒸気隔離弁に係る記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。	
第 43 条	原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号, 添付書類八(5.1 原子炉格納施設)他に格納容器及び隔離弁に係る記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。	
第 44 条	サプレッション・チェンバからドライウェル への真空破壊弁	○ (添付書類八)	_	添付書類八(5.1 原子炉格納施設)他に真空破壊弁に係る記載があり,保安規定 記載はこれらに整合している。	
第 45 条	サプレッションプールの平均水温	○ (添付書類十)	_	添付書類十の安全解析条件としてサプレッションプール水温の記載があり,保安 規定記載はこれに整合している。	
第 46 条	サプレッションプールの水位	○ (添付書類八)		添付書類八(5.1 原子炉格納施設)他にサプレッションプールの空間部容積に係 る記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。	
第 47 条	可燃性ガス濃度制御系	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号, 添付書類八(5.1 原子炉格納施設)他に可燃性ガス濃度制御系に係る 記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。	
第 48 条	原子炉格納容器内の酸素濃度	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号,添付書類八(5.1 原子炉格納施設)他に不活性ガス系に係る記載があり,保安規定はこれらに整合している。	
第 49 条	原子炉建屋	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号, 添付書類八 (5.1 原子炉格納施設) 他に原子炉棟に係る記載があり, 保 安規定記載はこれらに整合している。	
第 50 条	原子炉建屋給排気隔離弁	○ (添付書類八)	_	添付書類八(12.4 換気空調系)他に原子炉棟・タービン建屋換気空調系(隔離弁) に係る記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。	
第 51 条	非常用ガス処理系	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号,添付書類八(5.1 原子炉格納施設)他に非常用ガス処理系に係る記載 があり,保安規定記載はこれらに整合している。	
第 52 条	原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水 系	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号,添付書類八(12.3.1 原子炉補機冷却水系)他に原子炉補機冷却水系及 び原子炉補機冷却海水系に係る記載があり,保安規定記載はこれらに整合してい る。	
第 53 条	高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却水系及 び高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却海 水系	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号,添付書類八(12.3.1 原子炉補機冷却水系)他に記載があり,保安規定 記載はこれらに整合している。	
第 54 条	使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温	○ (添付書類八)	_	添付書類八(6.1 燃料取扱及び貯蔵設備)他に燃料プール冷却浄化系に係る記載 があり,保安規定記載はこれらに整合している。	
第 55 条	燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位	○ (添付書類十)	_	添付書類十の燃料集合体落下時における水中へ放出された放射性無機ヨウ素の水 中での除染係数を確保できる条件として原子炉水位があり,保安規定記載はこれ に整合している。	

	志賀原子力発電所	原子炉施設保安規定	2 設置許可申請書記	載有無/保安規定変更有無等整理
	亦再後促实相实日次	設置許可申請書記載有無	保安規定変更有無	い 学び コロ 注申 し の 教 会社
	変更後保安規定目次	(〇:有り -:無し)	(〇:有り -:無し)	設置許可申請書との整合性
第 56 条	中央制御室換気空調再循環系	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号, 添付書類八(12.4 換気空調系)他に中央制御室換気空調系に係る記載 があり,保安規定記載はこれらに整合している。
第 57 条	外部電源その1	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号, 添付書類八 (9.4.1 送電線) に外部電源に係る記載があるが, 設置許可 申請書上, 外部電源に期待しておらず, 設置許可申請書と保安規定記載に齟齬は ない。
第 58 条	外部電源その2	○ (本文五号) (添付書類八)	_	同上
第 59 条	非常用ディーゼル発電機その1	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号, 添付書類八 (9.4.7 ディーゼル発電機) に非常用ディーゼル発電機に 係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 60 条	非常用ディーゼル発電機その2	○ (本文五号) (添付書類八)	_	同上
第 61 条	非常用ディーゼル発電機燃料油等	○ (添付書類八)	_	添付書類八(9.4.7 ディーゼル発電機)に非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵に 係る記載があり,保安規定記載はこれに整合している。
第 62 条	直流電源その1	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号,添付書類八(9.4.8 直流電源設備)に直流電源設備に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 63 条	直流電源その2	 (本文五号) (添付書類八) 	_	同上
第 64 条	所内電源系統その1	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号, 添付書類八 (9.4.5 所内高圧系統, 9.4.6 所内低圧系統) に所内電源 系統に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 65 条	所内電源系統その2	○ (本文五号) (添付書類八)	_	同上
第 66 条	原子炉停止中の制御棒1本の引抜き	_	_	保安のための手順等に係る内容であり設置許可申請書に記載はなく,設置許可申 請書と保安規定記載に齟齬はない。
第 67 条	単一制御棒駆動機構の取り外し	_	_	保安のための手順等に係る内容であり設置許可申請書に記載はなく,設置許可申 請書と保安規定記載に齟齬はない。
第 68 条	複数の制御棒引抜きを伴う検査	_	_	保安のための手順等に係る内容であり設置許可申請書に記載はなく,設置許可申 請書と保安規定記載に齟齬はない。
第 69 条	原子炉の昇温を伴う検査	_	_	保安のための手順等に係る内容であり設置許可申請書に記載はなく,設置許可申 請書と保安規定記載に齟齬はない。

	亦] A 池政体文规定			
変更後保安規定目次	設置許可申請書記載有無 (O:有り -:無し)	保安規定変更有無 (O:有り ー:無し)	設置許可申請書との整合性	
第70条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	_	_	保安のための手順等に係る内容であり設置許可申請書に記載はなく,設置許可申 請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第71条 運転上の制限の確認	-	—	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第72条 運転上の制限を満足しない場合	_	_	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第 73 条 予防保全を目的とした保全作業を実施する場合	_	_	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第74条 運転上の制限に関する記録	_	_	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第4節 異常時の措置				
第75条 異常発生時の基本的な対応	-	_	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第76条 異常時の措置	-	_	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第 77 条 異常収束後の措置	-	—	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第5章 燃料管理				
第78条 新燃料の運搬	〇 (本文五号,九号) (添付書類八,九)	_	本文五号,九号,添付書類八(9. 燃料の貯蔵取扱及び貯蔵設備,13.4 燃料管理), 添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に記載があり,保安規定記載はこれらに整 合している。	
第 79 条 新燃料の貯蔵	〇 (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号,添付書類八(6.1 燃料取扱及び貯蔵設備,13.4 燃料管理)に記載があ り,保安規定記載はこれらに整合している。	
第 80 条 燃料の検査	〇 (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号,添付書類八(6.1 燃料取扱及び貯蔵設備,13.4 燃料管理)に記載があり,保安規定の記載はこれらに整合している。	
第81条 燃料の取替実施計画	○ (本文十号) (添付書類八,十)	Η	本文十号,添付書類八,十に燃料配置を変更する際に安全評価等の解析入力値又 は制限値を満足することを確認する旨記載があり,保安規定記載はこれらに整合 している。	
第82条 燃料移動手順	_	_	手順の内容は,設置許可申請書に直接の記載はないが,保安規定では燃料移動時 の炉心の未臨界確保のため,燃料移動手順に定めるべき事項を記載しており,添 付書類八(6.1 燃料取扱及び貯蔵設備)に記載の未臨界性に関する設計方針と整 合している。	
第83条 燃料移動	○ (本文五号) (添付書類八)	_	本文五号,添付書類八(6.1 燃料取扱及び貯蔵設備)に記載があり,保安規定記載 はこれらに整合している。	

志賀原子力発電所	原子炉施設保安規定	設置許可申請書記載有無	/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可申請書記載有無 (O:有り -:無し)	保安規定変更有無 (O:有り ー:無し)	設置許可申請書との整合性	
第84条 使用済燃料の貯蔵	0		本文五号, 添付書類八(6.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理) に使用する	
	(本文五号)	_	設備に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。	
	(添付書類八)			
 第 85 条 使用済燃料の運搬			本文五号,九号,添付書類八(6.1 燃料取扱及び貯蔵設備,13.4 燃料管理),添付	
第65末 使用捐燃件》建版	(本文五号,九号)		書類九(2.2 管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合し	
	() 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	_		
	(添付書類八,九)		ている。	
第6章 放射性廃棄物管理				
第86条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	0		本文九号, 添付書類八 (14.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (1. 放射線防護に関	
	(本文九号)	_	する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。	
	(添付書類八,九)			
第 86 条の2 放射性固体廃棄物の管理	0		本文五号,九号,添付書類八(10.4 固体廃棄物処理系,13.5 放射性廃棄物管理)	
3100 来972 — 派羽在固伴先来初976 在	(本文五号,九号)	_	及び添付書類九(4.放射性廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに	
			整合している。ただし、発電所外における運搬を除く。	
かってタカウ 吉井上古北山山山山町の内丁山の日郷西部	(添付書類八,九)			
第86条の3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	_	-	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第86条の4 輸入廃棄物の管理	-	_	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第87条 放射性液体廃棄物の管理	0		本文五号,九号,添付書類八(10.3液体廃棄物処理系,13.5放射性廃棄物管理)	
	(本文五号,九号)	—	及び添付書類九(2.6 放射性廃棄物の放出管理,4.3 液体廃棄物処理)に記載が	
	(添付書類八,九)		あり、保安規定記載はこれらに整合している。	
第 88 条 放射性気体廃棄物の管理	0		本文五号,九号,添付書類八(10.2 気体廃棄物処理系,13.5 放射性廃棄物管理)	
	(本文五号,九号)	_	及び添付書類九(2.5 放射性廃棄物の放出管理,4.2 気体廃棄物処理)に記載が	
	(添付書類八,九)		あり、保安規定記載はこれらに整合している。	
			本文五号,九号,添付書類八(11.2 放射線管理施設),添付書類九(2.5 放射性廃	
第 89 采 成山官理用計例器の管理	U U			
	(本文五号,九号)	_	棄物の放出管理)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。	
	(添付書類八,九)			
第 90 条 頻度の定義	—	—	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。	
第7章 放射線管理				
第91条 放射線管理に係る基本方針	0		本文九号, 添付書類八 (14.6 放射線管理), 添付書類九 (1.放射線防護に関する基	
	(本文九号)	_	本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。	
	(添付書類八,九)			
			本文九号, 添付書類八 (14.6 放射線管理), 添付書類九 (1.2 具体的方法, 2.1 管	
	(本文九号)	_	理区域及び周辺監視区域の設定,2.2 管理区域内の管理)に記載があり,保安規	
	(添付書類八,九)		定記載はこれらに整合している。	

	心貝尿丁刀光电別			
	変更後保安規定目次	設置許可申請書記載有無 (O:有り -:無し)	保安規定変更有無 (O:有り -:無し)	設置許可申請書との整合性
第 92 条	管理区域内における区域区分	 (本文九号) (添付書類九) 	_	本文九号, 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこ れらに整合している。
第 93 条	管理区域内における特別措置	○(本文九号)(添付書類九)	_	本文九号, 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこ れらに整合している。
第94条	管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八,九)	_	本文九号, 添付書類八 (13.6 放射線管理), 添付書類九 (1.2 具体的方法, 2.2 管 理区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 95 条	管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類八,九)	_	本文九号, 添付書類八 (13.6 放射線管理), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理, 2.4 個人被爆管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第96条	保全区域	○ (添付書類九)	_	添付書類九(1.2 具体的方法, 2.1 管理区域及び周辺監視区域の設定, 2.2 管理 区域内の管理)に記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。
第 97 条	周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類八,九)	_	本文九号, 添付書類八 (13.6 放射線管理), 添付書類九 (1.2 具体的方法, 2.1 管 理区域及び周辺監視区域の設定, 2.3 周辺監視区域内の管理) に記載があり, 保 安規定記載はこれらに整合している。
第 98 条	放射線業務従事者の線量管理等	〇 (本文九号) (添付書類八,九)	_	本文九号, 添付書類八 (13.6 放射線管理), 添付書類九 (1.2 具体的方法, 2.2 管 理区域内の管理, 2.4 個人被爆管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整 合している。
第 99 条	床,壁等の除染	〇 (本文九号) (添付書類九)	_	本文九号, 添付書類九(2.2管理区域内の管理)に記載があり, 保安規定記載はこ れらに整合している。
第100条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八,九)	_	本文九号, 添付書類八 (13.6 放射線管理), 添付書類九 (1.2 具体的方法, 2.2 管 理区域内の管理, 3.1 外部放射線量等の監視) に記載があり, 保安規定記載はこ れらに整合している。
第 100 条の 2	平常時の環境放射線モニタリング	〇 (本文九号) (添付書類九)	_	本文九号, 添付書類九 (3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視) に記載が あり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 101 条	放射線計測器類の管理	〇 (本文五号,九号) (添付書類八,九)	_	本文五号,九号,添付書類八(11.2 放射線管理施設),添付書類九(2.2 管理区域 内の管理,3.1 外部放射線量等の監視)に記載があり,保安規定記載はこれらに 整合している。
第 102 条	管理区域外等への搬出及び運搬	○ (本文九号) (添付書類八,九)	_	本文九号, 添付書類八 (13.6 放射線管理), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第103条	発電所外への運搬	_	_	設置許可申請書に記載はないが,保安規定記載においては,発電所外への運搬時 の行為についての保安規定審査基準改正を反映している。

心貝尔丁刀光电灯。尔丁炉旭这体外		【床女况上 过世計可中請者記載有無/床女况上多史有無守罡哇	
変更後保安規定目次	設置許可申請書記載有無 (〇:有り 一:無し)	保安規定変更有無 (〇:有り -:無し)	設置許可申請書との整合性
第 104 条 受注者の放射線防護	○ (添付書類九)	_	添付書類九(2.2 管理区域内の管理,2.4 個人被爆管理)に記載があり,保安規 定記載はこれらに整合している。
第 105 条 頻度の定義	-	—	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。
第8章 施設管理			
第 106 条 施設管理計画	○ (添付書類八)	—	添付書類八(13.7 保守管理)に記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。
第106条の2 設計管理	〇 (本文十一号)	_	本文十一号(7.3 設計開発)において,設計開発に用いる情報に係る事項が記載 されており,保安規定記載はこれに整合している。
第106条の3 作業管理	_	_	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。
第106条の4 使用前事業者検査の実施	〇 (本文十一号)	_	本文十一号(8.2.4 機器等の検査等)において,使用前事業者検査等に係る事項 が記載されており,保安規定記載はこれに整合している。
第106条の5 定期事業者検査の実施	〇 (本文十一号)	_	本文十一号(8.2.4 機器等の検査等)において,使用前事業者検査等に係る事項 が記載されており,保安規定記載はこれに整合している。
第 106 条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価 及び長期施設管理方針	○ (添付書類八)	_	添付書類八 (13.7 保守管理) に記載があり,保安規定記載はこれに整合している。
第9章 緊急時の措置			
第 107 条 原子力防災組織	○ (添付書類八)	_	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載は これに整合している。
第 108 条 原子力防災組織の要員	○ (添付書類八)	_	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載は これに整合している。
第108条の2 緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	_	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載は これに整合している。
第109条 原子力防災資機材等	(添付書類八)	_	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載は これに整合している。
第110条 通報経路	○ (添付書類八)	_	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載は これに整合している。
第111条 防災訓練	○ (添付書類八)	_	添付書類八(13.9 保安教育)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載はこれ に整合している。
第112条 通報	○ (添付書類八)	_	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載は これに整合している。
第 113 条 防災体制の発令	〇 (添付書類八)	_	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載は これに整合している。

	変更後保安規定目次	設置許可申請書記載有無 (O:有り -:無し)	保安規定変更有無 (O:有り ー:無し)	設置許可申請書との整合性
第 114 条	応急措置	0		添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載は
		(添付書類八)	—	これに整合している。
第 115 条	緊急時における活動	0		添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載は
		(添付書類八)	—	これに整合している。
第 115 条の :	2 緊急作業従事者の線量管理等	0		添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載は
		(添付書類八)	—	これに整合している。
第 116 条	防災体制の解除	0		添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載は
		(添付書類八)	_	これに整合している。
第10章 保安	教育			
第 117 条	所員への保安教育	0		添付書類五 (5. 技術者に対する教育・訓練),添付書類八 (13.9 保安教育) に基本
		(添付書類五,八)	—	的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 118 条	受注者従業員への保安教育	-	—	設置許可申請書に記載はなく、設置許可申請書と保安規定記載に齟齬はない。
第11章 記録	:及び報告			
第 119 条	記録	0		添付書類八(13.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載
		(添付書類八)	—	はこれに整合している。
第 120 条	報告	0		添付書類八(13.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載
		(添付書類八)	—	はこれに整合している。
添 付				
添付 1	原子炉がスクラムした場合の運転操作基準(第	0		本文十号,添付書類十に記載があり,保安規定記載はこれらに整合している。
	76条関連)	(本文十号)	—	
		(添付書類十)		
添付 2	管理区域図(第 91 の 2 条及び第 92 条関連)	0		添付書類九(2.1 管理区域,保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり,保
		(添付書類九)		安規定記載はこれに整合している。
添付 3	保全区域図(第96条関連)	0		添付書類九(2.1 管理区域,保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり,保
		(添付書類九)		安規定記載はこれに整合している。